

平成 1 9 年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ2>

財団法人神戸市産業振興財団の
財務に関する事務の執行
及び
経営に係る事業の管理

神戸市包括外部監査人
公認会計士 岩崎 和文

<< 目 次 >>

第 1 章	包括外部監査の概要	1
	・ 包括外部監査の種類	1
	・ 選定した特定の事件（テーマ）	1
	1．包括外部監査対象	1
	2．包括外部監査対象期間	1
	3．事件を選定した理由	1
	4．包括外部監査の方法	2
	5．包括外部監査の実施期間	3
	6．包括外部監査従事者の資格	3
	7．利害関係	3
第 2 章	財団法人神戸市産業振興財団の概要	4
	・ 設立の趣旨	4
	・ 設立年月日等	4
第 3 章	包括外部監査の結果及び意見	7
	・ 組織運営に関する事項	7
	1．理事会出席状況について	7
	2．経営の専門家の育成について	7
	3．監事監査の実態	7
	・ 会計に関する事項	9
	1．貸借対照表分析	9
	2．収支計算書分析	15
	3．人件費分析	32
	4．海外事務所の運営	40
	・ 内部統制関係（内部統制全般）	44
	1．理事会における補正予算の編成について	44
	2．課長会について	44
	3．内部監査について	44
	4．稟議制度について	45
	5．予算管理制度について	46

6 . 公印管理について	47
7 . 財務規程の整備について.....	48
. 出納関係（管理体制、内部統制）.....	50
1 . 月次決算について	50
2 . 小口現金の管理について.....	51
3 . 領収書綴りの簿冊管理について.....	51
4 . 固定資産の管理について.....	52
5 . 旅費命令及び精算について.....	54
. ITシステム関係（セキュリティ）.....	56
1 . アクセス権管理について.....	56
2 . パソコンの現物管理について.....	56
3 . メディア管理について.....	57
4 . バックアップ管理について.....	57
5 . アプリケーションソフトの管理について.....	58
. 個別事業に関する事項.....	59
1 . 中小企業支援センター等事業.....	59
2 . 神戸市産業振興センターの管理運営に関する事業.....	91
3 . 神戸ファッション美術館の管理運営に関する事業.....	98
4 . 神戸市ものづくり復興工場等の管理運営に関する事業.....	103
5 . ハイテクイースト工業団地の管理運営に関する事業.....	105
第4章 むすび	107

第1章 包括外部監査の概要

・包括外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び第4項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

・選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

財団法人神戸市産業振興財団の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2. 包括外部監査対象期間

平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成19年度分の一部についても監査対象としました。

3. 事件を選定した理由

財団法人神戸市産業振興財団は、平成4年の設立以来、神戸市産業の情報化、高度化を推進する事業を行っており、その原資は市からの出捐金6億3,605万4千円（神戸市全額出捐）で賄われています。また、毎年の事業収入に占める神戸市からの受託料収入、補助金収入の割合も9割を超えており、財政上の神戸市への依存度は高いものがあります。さらに、副理事長及び専務理事に加えて理事及び監事の各1名が市職員であり、職員も44名中、20名が市からの派遣職員となっています。このように、財団法人神戸市産業振興財団は財政面、人事面ともに市と密接な関係にあります。

ところで、大企業であるか中小企業を問わず、また、伝統産業に属しているか新興企業であるかを問わず、21世紀に入ってから急速に広がっている経済のグローバル化は、日本経済全体に加速度的に影響を及ぼしてきています。また、「格差社会」が時代を象徴するキーワードとしてクローズアップされるなど、あらゆる局面での二極化が叫ばれるようになってきています。例えば、中央と地方、大企業と中小企業、輸出関連産業と国内完結型産業、あるいは情報化に対応できた組織と乗り遅れている組織といった切り口が挙げられますが、これらの二極化概念が、富者と貧者あるいは、勝者と敗者という意味合いに対応させられることもしばしばです。このような現況に鑑み、神戸市産業における中小企業の情報化、高度化は、今後の神戸市経済、ひいては市民生活の経済的基盤を占うにおいては、まさに喫緊のテーマであろうと思料します。以上の諸点を包括的に考慮した結果、財団法人神戸市産業振興財団の収支の状況及び財政状態を明らかにし、経営の効率性、運営の確実性等を検証することは有用であると判断し、当該テーマを選定しました。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

次のような点に着目し、監査を実施しました。

(財務に関する事務の執行)

決算書は法令・定款等に準拠し、適正な会計処理に基づいて作成されているか

経営成績及び財政状態は決算書に適正に表示されているか

委託業務に係る契約及び職員の派遣に関して法令・規程等に準拠して実施されているか

関係帳簿は整備され、適正に記帳、保存されているか

資産・負債の管理業務は適切か

(経営に係る事業の管理)

組織のガバナンスは設立目的に沿ったものとなっているか

設立目的に沿った事業運営が、効率的かつ経済的に実施されているか

経理規程等諸規程類が整備されているか

経営成績及び財政状態は良好であるか

内部統制の整備・運用状況は良好であるか

ITシステム・ネットワークのセキュリティは良好か

情報管理は全般的に良好か

経営合理化の進捗状況はどうであるか

(2) 主な監査手続

財団法人神戸市産業振興財団の実施している事業の現地視察・調査：神戸市産業振興センター・ものづくり復興工場・神戸ファッション美術館の指定管理者業務やものづくり職人大学という“現場”が重視される財団法人神戸市産業振興財団の事業を十分に理解するため、関係書類の閲覧・分析、関係者からの状況聴取に先立ち、財団法人神戸市産業振興財団が運営管理する事業拠点の視察を実施しました。

関係書類の閲覧・分析： において、財団法人神戸市産業振興財団事業の“現場”の状況を理解したうえで、財務書類間、財務書類と非財務書類間の関連に留意しつつ、財務書類を主体とした関係書類の閲覧を行い、諸関係書類の分析を行いました。

現金預金、貯蔵品等の現物実査：資産管理業務の基本となる流動性の高い有価物管理につき、現物実査を行いました。現物実査においては、有価物の管理体制も併せて検証しました。

関係者からの状況聴取： 、 、 の各局面において、関係書類よりも財団法人神戸市産業振興財団関係者からの聞き取りの方が、より“現場”に近い確証を得られるとの着想から、

関係者からの状況聴取を重視しました。また、この手続は、関係書類の行間を埋めるための機能も意図しています。

5．包括外部監査の実施期間

自 平成 19 年 6 月 26 日 至 平成 20 年 2 月 5 日

なお、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 25 日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行いました。

6．包括外部監査従事者の資格

公認会計士 松山 康二

公認会計士 遠藤 尚秀

公認会計士 小市 裕之（システム監査技術者）

公認会計士 堀 裕三

公認会計士 武田 英彦

公認会計士 福井 茂

会計士補 古川 真也

7．利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

第2章 財団法人神戸市産業振興財団の概要

・設立の趣旨

毎年夏季に作成される財団法人神戸市産業振興財団(以下、「財団」と記す。)の事業概要によると、「財団設立の趣旨」は以下のとおりとされています。

「日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が21世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換及び各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化など高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う、創業まもない企業を支援育成することも創意あふれる企業風土づくりにおいて重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界及び学界が一体となり、各界の人材の交流及びノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

よってここに、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として、「財団法人神戸市産業振興財団」を設立したものである。」

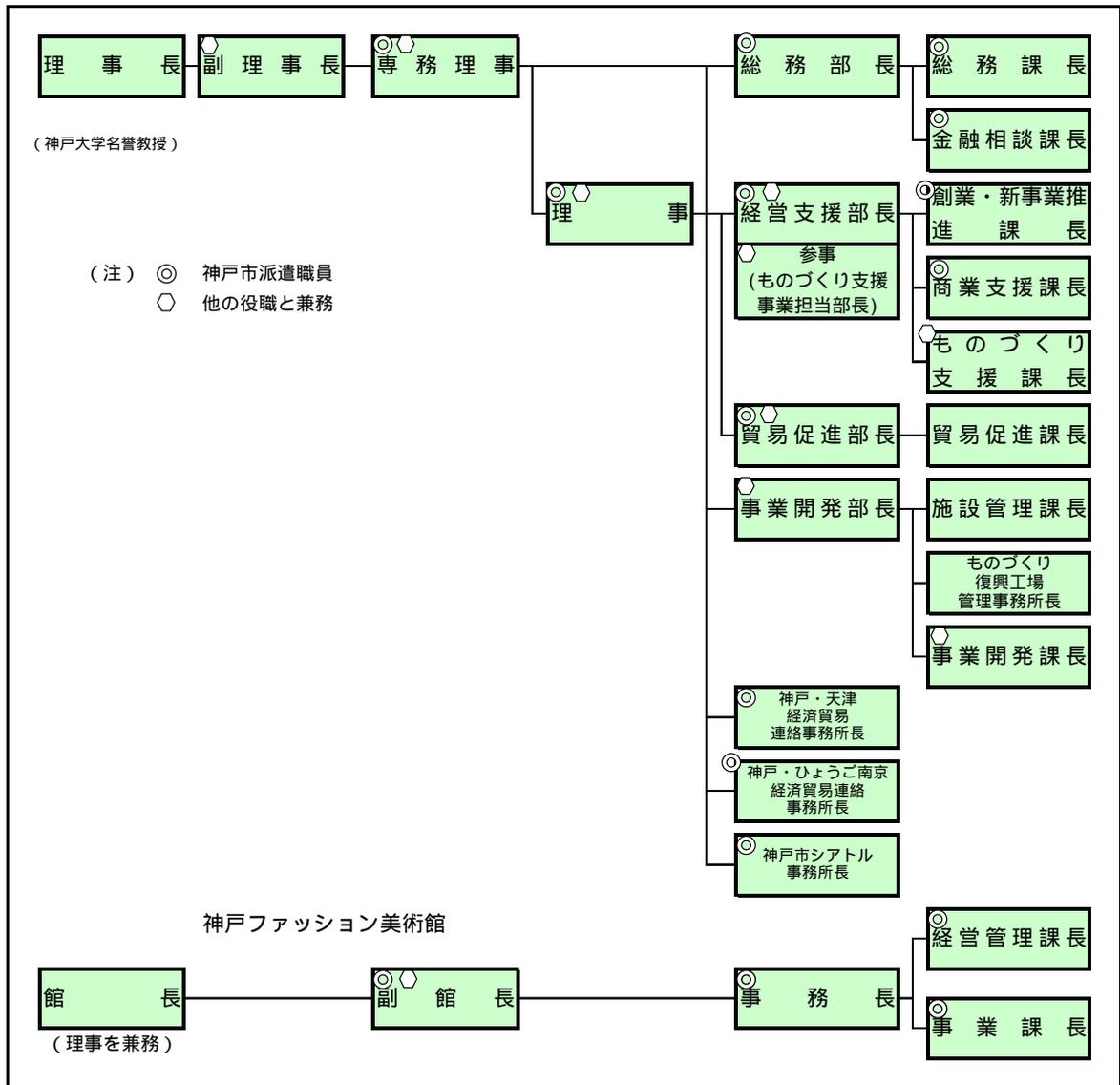
なお、その後、以下が加えられています。

「なお、平成11年4月から、貿易及び投資の促進に関する事業を解散した財団法人神戸国際交流協会より引き継いでおり、また、平成13年4月から中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとして指定法人の指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。」

・設立年月日等

1. 設立年月日：平成4年3月13日
2. 所在地：神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階
3. 基本財産：6億3,605.4万円(神戸市全額出捐)
4. 機構、職員数及び役員一覧

機構



役員一覧

(平成19年7月1日現在)

役員の種別	氏名	所属団体及び役職名
理事長	森脇俊道	神戸大学 名誉教授
副理事長	橋口秀志	神戸市産業振興局長
専務理事	吉武準一	神戸市産業振興局 参与
理事	新 尚一	(社)神戸貿易協会 会長
理事	中西 均	神戸商工会議所 専務理事
理事	村元四郎	(社)神戸市機械金属工業会 会長
理事	三條正豊	神戸市商店街連合会 会長
理事	村田泰男	川崎重工(株) 総務部長
理事	花岡正浩	(株)神戸製鋼所 業務部長兼大阪支社長
理事	長谷川壽男	(財)新産業創造研究機構 事務局長
理事	滝野秀一	(株)ドーン 代表取締役
理事	小田俱義	(財)神戸ファッション協会 会長
理事	齊藤恒雄	(社)兵庫県信用金庫協会 常務理事
理事	長田庄太郎	神戸商工会議所 貿易部会長
理事	加藤恵正	兵庫県立大学 経済学部教授
理事	星見敏明	神戸市産業振興局 参事
監事	前田晴秀	(株)三井住友銀行 神戸公務法人営業部長
監事	小柴善博	神戸市行財政局長

職員構成

(平成19年7月31日現在)

所属	区分	専副	館	務長	理	事	部	課	長	主	長	幹	員	嘱	託	合	計	
総務部	総務課	1	(1)					1	(1)		1	(1)	4	(2)	1		8	(5)
	金融相談課											1	(1)	4	(4)	2		7
経営支援部	創業・新事業推進課				1	(1)					1	(1)	2	(1)			4	(3)
	商業支援課										1	(1)					1	(1)
	ものづくり支援課												3	(2)			3	(2)
貿易促進部	貿易促進課				1	(1)				1							1	
事業開発部	施設管理課						1			1		1					3	
	ものづくり復興工場									1				1			2	
	管理事務所												1				1	
	事業開発課												1				1	
	神戸・天津経済貿易連絡事務所						1	(1)									1	(1)
	神戸・ひょうご南京経済貿易連絡事務所						1	(1)									1	(1)
	神戸市シアトル事務所						1	(1)									1	(1)
神戸ファッション美術館	経営管理課	1	(1)				1	(1)		1	(1)			2			4	(2)
	事業課										2	(1)	3		4		9	(1)
合	計	1	(1)		1	(1)	6	(5)		10	(6)	18	(9)	10			46	(22)

(注) は兼務

() は、神戸市派遣職員で内数

第3章 包括外部監査の結果及び意見

・組織運営に関する事項

1. 理事会出席状況について

(概要及び監査手続)

過去3年間の理事会議事録を閲覧したところ、現任の理事15名(理事長、副理事長、専務理事を含む。)のうち、委任状による出席率が5割以上の者が2名、(5割未満で)2割5分を超えるものが2名いました。既に退任した者においても同様の傾向がみられます。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

多忙な各理事の日程を調整し開催日を決めることは困難を伴うものかもしれませんが、1年間に2,3回しか開催されない理事会であり、その開催には重みが伴うものと考えられます。委任状によらない理事の出席率の向上が望まれます。

2. 経営の専門家の育成について

(概要及び監査手続)

前掲の機構、職員数には表れていませんが、現在、財団には、中小企業診断士、情報処理関連の高度技能資格保持者、通関士等、利用者へのアドバイスにおいて有為となる高度資格の保有者がいません。また、起業あるいは企業経営の経験者(取締役経験者)もいません。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

中小企業経営に係る専門家の育成が望まれます。

民間からの出向者及び業務委嘱者の中には、上記に準じた経験、知見を有する者もいるようですが、財団として、経営ことに中小企業経営に係る専門家の育成が望まれます。

3. 監事監査の実態

(概要及び監査手続)

監事監査は、毎年度1回2時間ずつ程度の実施であり、監査計画書は作成されておらず、監査調書

の作成・保管も無い模様でした。また、監事監査実施規程、監査手続書の類も見当たらないとのことでした。

監事に就任している行財政局長本人が監査を行わず、同局の係長が行っているとのことであり、財団へ補助者を使用する旨の通知は、行財政局長から書面で届けられていないとのことでした。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

実効性のある実態を伴った監事監査の実施が望まれます。

．会計に関する事項

1．貸借対照表分析

（概要）

貸借対照表を見る限り、全体的には特に大きな変動はなく、財団の活動は資産運用型の活動をする事業形態ではなく、補助金等による収入をもとに事業を展開していく事業形態であると考えられます。

言い換えると、財団の活動としては、市からの補助金、受託料及び自主事業の財源をもとに各事業を展開しており、その事業内容を分析するには貸借対照表の分析を行うよりも収支計算書を分析することが、財団を分析する上で有効と考えられます。

そのため財務分析をするに当たっては、貸借対照表分析よりも収支計算書についての分析を重点的に実施していくことにします。

(1) 貸借対照表の推移

(資産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動資産	254,895	321,467	305,969	267,548
現金預金	211,492	278,804	280,827	249,540
未収金	43,375	42,621	24,999	17,897
前払費用	27	41	141	111
固定資産	2,000,416	2,003,194	2,030,073	740,089
基本財産	636,054	636,054	636,054	636,054
定期預金	1,510	1,305	6,060	6,060
投資有価証券	634,544	634,749	629,994	629,994
その他固定資産	1,364,362	1,367,140	1,394,018	104,034
出資金	-	-	15,000	30,000
什器器具備品	9,742	5,703	9,518	6,254
保証金	120	120	120	-
投資有価証券	1,320,000	1,320,000	1,320,000	-
退職給与引当金預金	34,499	41,316	49,380	67,780
資産合計	2,255,312	2,324,662	2,336,042	1,007,638

(注1) 表示単位未満は切り捨てて表示しており、以下同様であります。

(注2) 平成15年度(平成15年4月1日~平成16年3月31日)、平成16年度(平成16年4月1日~平成17年3月31日)、平成17年度(平成17年4月1日~平成18年3月31日)、平成18年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)で、以下同様であります。

(負債及び正味財産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動負債	225,187	279,924	238,326	244,938
未払金	207,805	271,092	230,846	170,775
前受金	1,332	1,849	1,890	1,560
契約保証金	5,205	5,366	5,016	-
預り保証金	10,000	-	-	-
預り金	759	1,615	573	27,174
仮受金	84	-	-	-
賞与引当金	-	-	-	45,427
固定負債	1,354,499	1,361,316	1,369,380	67,780
退職給与引当金	34,499	41,316	49,380	67,780
預り保証金	1,320,000	1,320,000	1,320,000	-
正味財産	675,626	683,421	728,335	694,919
うち基本金	636,054	636,054	636,054	636,054
うち当期正味財産増加額	1,551	7,795	44,914	△33,416
負債及び正味財産合計	2,255,312	2,324,662	2,336,042	1,007,638

この貸借対照表を公益事業としての一般会計と収益事業としての特別会計について区分すると次のようになります。

(2) 一般会計における貸借対照表の推移

(資産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動資産	214,222	281,516	274,383	232,345
現金預金	183,139	248,298	255,320	219,782
未収金	31,055	① 33,175	① 18,920	12,484
前払費用	27	41	141	78
固定資産	2,000,203	2,003,194	2,025,707	737,334
基本財産	636,054	636,054	636,054	636,054
定期預金	1,510	1,305	6,060	6,060
投資有価証券	634,544	634,749	629,994	629,994
その他固定資産	1,364,149	1,367,140	1,389,652	101,279
出資金	-	-	② 15,000	② 30,000
什器器具備品	9,529	5,703	5,152	3,499
保証金	120	120	120	-
投資有価証券	1,320,000	1,320,000	1,320,000	③ -
退職給与引当金預金	34,499	41,316	49,380	67,780
資産合計	2,214,426	2,284,711	2,300,090	969,679

(負債及び正味財産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動負債	186,562	242,772	210,066	219,199
未払金	179,181	234,150	④ 203,259	④ 146,094
前受金	1,332	1,639	1,218	947
契約保証金	5,205	5,366	5,016	4,369
預り金	759	1,615	573	⑤ 22,761
仮受金	84	-	-	-
賞与引当金	-	-	-	⑥ 45,025
固定負債	1,354,499	1,361,316	1,369,380	67,780
退職給与引当金	34,499	41,316	49,380	67,780
預り保証金	1,320,000	1,320,000	1,320,000	-
正味財産	673,364	680,622	720,643	682,700
うち基本金	636,054	636,054	636,054	636,054
うち当期正味財産増加額	△ 2,715	7,257	40,021	⑦ △ 37,838
負債及び正味財産合計	2,214,426	2,284,711	2,300,090	969,679

(3) 特別会計における貸借対照表の推移

(資産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動資産	40,672	39,950	31,586	35,203
現金預金	28,353	30,505	25,506	29,757
未収金	12,319	9,445	6,079	5,413
前払費用	—	—	—	32
固定資産	213	—	4,365	2,754
基本財産	—	—	—	—
定期預金	—	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—
その他固定資産	213	—	4,365	2,754
出資金	—	—	—	—
什器器具備品	213	—	① 4,365	2,754
保証金	—	—	—	—
投資有価証券	—	—	—	—
退職給与引当金預金	—	—	—	—
資産合計	40,885	39,950	35,952	37,958

(負債及び正味財産の部)

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
流動負債	38,624	37,151	28,259	25,739
未払金	28,624	② 36,941	27,587	24,681
前受金	—	210	672	612
契約保証金	—	—	—	—
預り保証金	10,000	② —	—	—
預り金	—	—	—	43
賞与引当金	—	—	—	401
固定負債	—	—	—	—
退職給与引当金	—	—	—	—
預り保証金	—	—	—	—
正味財産	2,261	2,799	7,692	12,219
うち基本金	—	—	—	—
うち当期正味財産増加額	1,163	537	4,892	4,167
負債及び正味財産合計	40,885	39,950	35,952	37,958

(監査手続)

分析方法としては、貸借対照表及び収支計算書を公益事業としての一般会計と収益事業としての特別会計に区分し、平成 15 年度から平成 18 年度の 4 期間を比較し内容を分析すると共に、収支計算書については、さらに事業活動別に収支を区分し 4 期間比較を行い事業の異常性の有無について検討しました。

(1) 一般会計の貸借対照表増減分析

平成 17 年度の未収入金が前年度と比較して減少しているのは、海外事務所の経費精算で実績が予算よりも少なかったために、市に返還すべきものが平成 16 年度と比較して 4,536 千円減少し、その分が未収の減少となったことが挙げられます。

「神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合」に 30,000 千円出資しており、平成 17 年度及び平成 18 年度で各 15,000 千円の出資金支出を行ったものであります。

FAZ 支援のために独立行政法人日本貿易振興機構（以下、ジェトロという）より支援金として 1,320,000 千円預り運用していましたが、平成 18 年 5 月に支援期の根拠法廃案により返却したために減少したものであります。

(注) ここで、FAZ とは、Foreign Access Zone の略で、港湾、空港及びその周辺地域において、我が国の輸入と対日直接投資を促進するための施設及び事業などを集積させるために設定された「輸入促進地域」(神戸市においては東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区及び須磨区の 6 区が認定) のことをいいます。

ただし、これを支援するセンター設置の根拠法である FAZ 法（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法）は、平成 18 年 5 月 29 日に廃法となっています。

平成 17 年度に産業振興センターの指定管理者となり、また、平成 18 年度には、ファッション美術館の指定管理者となったことにより人件費見直し等の事業の見直しが行われたために、支出額を抑えました。これが未払金の減少にもつながったものであります。

また、会議室等の使用料の預り分 20,331 千円を平成 18 年度より預り金に振り替えました。

会議室等の使用料の預り分を従来誤って未払計上していましたが、平成 18 年度より預り分 20,331 千円を預り金に振り替えました。

平成 18 年度より賞与について引当金計上しました。

賞与引当金を平成 18 年度より計上したため正味財産が減少しています。

(2) 特別会計の貸借対照表増減分析

音響調整卓 890 千円及びダンスフロア 3,475 千円購入したことによる増加であります。

レストラン事業を外部委託しておりましたが、財団が平成 17 年度より産業振興センターの指定管理者となるに際して外部委託の変更を行いました。これに伴い、保証金を返還したものであります。

(3) 勘定科目分析

未収入金については、相手先別の明細及び滞留状況を判断するための発生月別残高内訳が把握できる滞留表が改正システムから出力することができます。それらを査閲し滞留状況等を検証しました。

未払金についても、未収入金同様相手先別の明細及び滞留表が会計システムより出力することができ、未収入金同様にこれらを査閲しました。

また、公益法人に関する実務指針(その2)(日本公認会計士協会 非営利法人委員会報告)が平成 18 年 4 月に公表されたことに伴い、平成 18 年度より当財団において賞与引当金の計上を行っており、賞与引当金の計上根拠資料を検証いたしました。

(監査の結果)

賞与引当金について賞与支給対象データを 6 か月分で計算しなければならないところ、誤って市派遣職員の賞与を 1 年分で計算してしまったことにより、平成 18 年度の賞与引当金計上額が 20,126 千円過大計上となっております。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

2. 収支計算書分析

(概要)

(1) 平成15年度から平成18年度の収支計算書の推移

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入の部				
基本財産運用収入	12,171	13,548	19,326	22,611
特定資産運用収入	-	-	-	30,346
事業収入	950,607	917,994	796,291	830,531
補助金収入	420,774	388,889	452,632	451,159
負担金収入	-	-	-	-
分担金収入	529	900	545	-
寄付金収入	-	-	33,000	-
雑収入	35,437	32,314	30,467	322
特定資産売却収入	-	-	-	1,320,000
固定資産売却収入	-	3,700	1,880	-
保証金戻り収入	504	-	-	120
特定預金取崩収入	9,606	4,839	2,977	-
当期収入合計	1,429,631	1,362,187	1,337,121	2,655,092

(注1) 表示単位未満は切り捨てて表示しており、以下同様であります。

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支出の部				
事業費	1,295,281	1,242,854	1,188,610	1,216,597
管理費	115,257	95,841	89,949	84,525
特定資産取得支出	-	-	-	18,399
出資金支出	-	-	15,000	15,000
固定資産取得支出	312	-	6,421	174
特定預金支出	13,653	11,656	11,041	-
預り保証金返済支出	-	-	-	1,320,000
当期支出合計	1,424,504	1,350,353	1,311,021	2,654,697

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当期収支差額	5,126	11,834	26,099	394

この収支計算書を公益事業としての一般会計と収益事業としての特別会計について区分すると次のようになります。なお、平成18年度より表示上区分する意義がなくなったために一本化していますが、比較分析するために便宜的に区分しています。

(2) 一般会計における収支計算表の推移

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入の部				
基本財産運用収入	12,171	13,548	19,326	22,611
特定資産運用収入	-	-	-	① 30,346
事業収入	902,110	873,397	② 748,778	773,371
補助金収入	420,774	388,889	② 452,632	451,159
負担金収入	-	-	-	-
分担金収入	529	900	545	-
寄付金収入	-	-	③ 33,000	-
雑収入	35,434	32,311	30,467	① 322
特定資産売却収入	-	-	-	④ 1,320,000
固定資産売却収入	-	3,700	1,880	-
保証金戻り収入	504	-	-	120
特定預金取崩収入	9,606	4,839	2,977	-
繰越金収入	-	⑤ 3,000	-	⑤ 1,500
当期収入合計	1,381,130	1,320,586	1,289,607	2,599,432

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支出の部				
事業費	1,248,440	1,202,326	1,146,330	1,167,479
管理費	114,860	95,519	89,608	84,164
特定資産取得支出	-	-	-	⑥ 18,399
出資金支出	-	-	③ 15,000	③ 15,000
固定資産取得支出	-	-	2,055	174
特定預金支出	13,653	11,656	11,041	⑥ -
預り保証金返済支出	-	-	-	④ 1,320,000
当期支出合計	1,376,954	1,309,502	1,264,035	2,605,217

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当期収支差額	4,175	11,083	⑦ 25,572	⑧ △ 5,785

(3) 特別会計における収支計算書の推移

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入の部				
基本財産運用収入	-	-	-	-
事業収入	48,497	44,597	47,513	① 57,160
補助金収入	-	-	-	-
負担金収入	-	-	-	-
分担金収入	-	-	-	-
寄付金収入	-	-	-	-
雑収入	3	3	-	-
固定資産売却収入	-	-	-	-
保証金戻り収入	-	-	-	-
特定預金取崩収入	-	-	-	-
当期収入合計	48,500	44,600	47,513	57,160

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支出の部				
事業費	46,840	40,527	42,279	② 49,118
管理費	396	322	340	361
出資金支出	-	-	-	-
固定資産取得支出	312	-	4,365	-
特定預金支出	-	-	-	-
繰越金支出 ③	-	3,000	-	1,500
当期支出合計	47,549	43,850	46,986	50,979

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当期収支差額	950	750	527	6,180

(監査手続)

(1) 一般会計の収支計算書増減分析

従来雑収入で計上していた退職給与引当預金利息収入と預り保証金の運用益を平成18年度より特定資産運用収入で計上したことによるものであります。

平成17年度が前年度と比較して大きく減少しているのは、財団が産業振興センターの指定管理者となったことにより50,738千円支出削減効果をもたらしたことであり、また、これに伴って業務内容を整備し直した結果、70,800千円が補助金とすべきとの認識から振替えたことによるものであります。

(財)阪神・淡路産業復興推進機構解散に伴い寄付されたものであります。ちなみにこれを財源に、「神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合」に30,000千円出資しており、平成

17 年度及び平成 18 年度で各 15,000 千円の出資金支出を行っております。

FAZ 支援のためにジェットロより支援金として 1,320,000 千円預り運用していましたが、平成 18 年 5 月に支援の根拠法廃案により返却したものであります。

繰越金収入は、公益事業である一般会計の収支の状況から特別会計より振替えられたものであります。

平成 17 年度まで特定預金支出で表示していましたが、平成 18 年度より特定資産取得支出に変更したものであります。

平成 17 年度の収支差額の増加は、寄付金収入 33,000 千円に対してそれを財源に 15,000 千円出資金支出をしたことが大きな理由であります。

平成 18 年度の収支差額の減少は、出資金支出 15,000 千円が収支差額を赤字にもたらしたものと考えられます。

(2) 特別会計の収支計算書増減分析

H18 年度が前年度と比較して増加しているのは、主に兵庫県より南京事務所の機能強化として 4,000 千円の受託料をもらったこと等による増加であります。また、新規にゆかりの美術館の学芸業務等の受託料が 1,716 千円あったことも増加要因として挙げられます。

H18 年度が前年度と比較して増加しているのは、兵庫県より受託した南京事務所の機能強化としての 4,000 千円のうち、3,635 千円支出したこと等による増加であります。また、ゆかりの美術館の学芸業務等の経費が 1,709 千円であったことも増加要因として挙げられます。

繰越金支出は、公益事業である一般会計の収支の状況から特別会計より振替えたものであります。

(3) 事業別収支区分における収支計算書推移分析

財団は、寄附行為第 1 章総則第 4 条に掲げる事業を行っており、収支会計上その事業区分に従い処理しています。

そこで、事業活動別に収支を区分し平成 15 年度から平成 18 年度の 4 期間を比較分析します。

この事業別収支計算書は、財団の寄附行為第4条に規定している事業内容に沿って区分したものであります。

寄附行為第1章総則第4条と事業別区分との関係は次の通りであります。

寄附行為第1章総則第4条上の規程内容		左記規程に対応する勘定
第1項	市内産業の情報化の促進に関する事業	情報化促進事業収入、支出
第2項	市内産業の国際化及び技術開発の支援に関する事業	国際化・技術開発支援事業収入、支出
第3項	市内産業の人材育成に関する事業	人材育成事業収入、支出
第4項	企業間交流の促進に関する事業	企業間交流促進事業収入、支出
第5項	新規企業の育成に関する事業	新規企業育成事業収入、支出
第6項	市内企業の振興のために必要な調査研究、経営・技術相談及び経営診断等に関する事業	経営・技術相談事業収入、支出
第7項	貿易及び投資の促進に関する事業	貿易・投資促進事業収入、支出
第8項	神戸市産業振興センターの管理運営に関する事業	産業振興センター管理運営事業収入、支出
第9項	神戸ファッション美術館の管理運営に関する事業	ファッション美術館管理運営事業収入、支出
第10項	神戸市ものづくり復興工場等の管理運営に関する事業	ものづくり復興工場管理運営事業収入、支出
第11項	その他前条の目的を達成するために必要な事業	上記以外の事業別勘定科目

平成 15 年度から平成 18 年度の事業別収支計算書の推移

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入の部				
情報化促進事業収入	20,344	20,726	29,884	20,762
国際化・技術開発支援事業収入	30,686	32,316	27,201	32,944
人材育成事業収入	48,471	45,401	39,071	43,441
企業間交流促進事業収入	17,121	16,598	17,225	29,732
新規企業育成事業収入	58,492	60,725	91,189	102,061
経営・技術相談事業収入	175,717	150,837	149,140	152,842
貿易・投資促進事業収入	149,962	145,975	139,713	138,196
産業振興センター管理運営事業収入	210,818	215,525	164,320	164,194
ファッション美術館管理運営事業収入	412,785	386,259	366,750	365,633
ものづくり復興工場管理運営事業収入	134,253	133,298	126,202	131,095
レストラン等事業収入	48,500	44,600	47,172	47,865
経営支援事業収入	-	-	-	3,577
県受託事業収入	-	-	-	4,000
ゆかりの美術館業務受託事業収入	-	-	-	1,716
管理運営事業収入	122,474	109,921	106,249	96,906
寄付金収入	-	-	33,000	-
特定資産売却収入	-	-	-	1,320,000
敷金・保証金戻り収入	-	-	-	120
当期収入合計	1,429,631	1,362,187	1,337,121	2,655,092

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
支出の部				
情報化促進事業費支出	20,344	20,726	29,884	20,762
国際化・技術開発支援事業費支出	30,686	31,865	27,021	32,944
人材育成事業費支出	48,471	45,386	39,001	43,441
企業間交流促進事業費支出	17,121	16,598	17,225	29,732
新規企業育成事業費支出	58,492	60,725	90,588	94,346
経営・技術相談事業費支出	175,717	150,837	151,640	152,668
貿易・投資促進事業費支出	148,624	145,975	137,064	138,316
産業振興センター管理運営事業費支出	210,818	215,525	164,320	164,194
ファッション美術館管理運営事業費支出	403,908	381,387	363,558	359,975
ものづくり復興工場管理運営事業費支出	134,253	133,298	126,026	131,095
レストラン等事業費支出	46,840	40,527	42,279	41,853
経営支援事業費支出	-	-	-	1,920
県受託事業費支出	-	-	-	3,635
ゆかりの美術館業務受託事業費支出	-	-	-	1,709
管理費支出	115,257	95,841	89,949	84,525
特定資産取得支出	-	-	-	18,399
出資金取得支出	-	-	15,000	15,000
固定資産取得支出	312	-	6,421	174
特定預金支出	13,653	11,656	11,041	-
預り保証金返済支出	-	-	-	1,320,000
当期支出合計	1,424,504	1,350,353	1,311,021	2,654,697

寄附行為に従って行っている事業にかかる勘定科目については、各事業別に収支科目毎に予算を設けています。これを各事業にかかる勘定科目毎に実績比較として分析すると次のようになります。

情報化促進事業

情報化促進事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	21,687	20,383	31,678	23,327
実績	20,344	20,726	29,884	20,762
差異(-)	1,343	343	1,794	2,565

情報化促進事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	21,687	20,383	31,678	23,327
実績	20,344	20,726	29,884	20,762
差異(-)	1,343	343	1,794	2,565

(情報化促進事業収支の増減分析)

平成 17 年度の予算が多いのは、この年度より神戸ものづくり企業情報の企業データベースをリニューアルするために 5,200 千円の増加予算となったことが挙げられます。

また、リニューアル化にあたり企業を訪問するための中小企業訪問相談員の人件費の増加が見込まれ、これについても 5,530 千円の予算がついたため予算が他年度に比較して増加したことも挙げられます。

国際化・技術開発支援事業

国際化・技術開発支援事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	33,947	31,253	31,458	26,262
実績	30,686	32,316	27,201	32,944
差異(-)	3,261	1,063	4,257	6,682

国際化・技術開発支援事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	33,947	31,253	31,458	26,262
実績	30,686	31,865	27,021	32,944
差異(-)	3,261	612	4,437	6,682

(国際化・技術開発支援事業収支の増減分析)

平成 17 年度は、ISO 規格認証取得支援について国からの補助金がカットされたため専門家派遣事業を縮小せざるを得なかった(3,748 千円予算>実績)ため予算より実績が大幅に減少したものであります。

平成 18 年度については、新規に神戸ものづくりクラスター支援センターを立ち上げ、当初新規企業育成事業の予算としていたが、国際化・技術開発支援事業が正しいとの判断で実績はこちらに集計した(7,012 千円)ことでその分予算より多くなりました。

人材育成事業

人材育成事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	45,888	44,877	41,505	44,222
実績	48,471	45,401	39,071	43,441
差異(-)	2,583	524	2,434	781

人材育成事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	45,888	44,877	41,505	44,222
実績	48,471	45,386	39,001	43,441
差異(-)	2,583	509	2,504	781

(人材育成事業収支の増減分析)

平成 17 年度の実績が予算より少ないのは、平成 18 年 1 月に市職員が市に引揚げてその代わりに人材派遣会社から補充を行ったことにより人件費が下がり、実績が予算より少なくなりました。

企業間交流促進事業

企業間交流促進事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	17,915	16,486	16,358	18,695
実績	17,121	16,598	17,225	29,732
差異(-)	794	112	867	11,037

企業間交流促進事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	17,915	16,486	16,358	18,695
実績	17,121	16,598	17,225	29,732
差異(-)	794	112	867	11,037

(企業間交流促進事業収支の増減分析)

平成 18 年度の実績が予算より多いのは、平成 18 年度当初商工団体総連合会の事務に対する人材派遣を予算上 2,000 千円見込んでいましたが、他の事務にも働いてもらうために勤務日数が増え 4,587 千円となったものであります。

また、平成 18 年度川上・川下ネットワークの構築事業を期の途中に受託したために当初予算 0 円で、実績が 5,936 千円発生したため実績が予算より多くなりました。

さらに、平成 18 年度において、ものづくり支援課で育児休暇した人の埋め合わせのため人材派遣で補ったこと及び兵庫信用金庫より 1 名受け入れたことにより予算 300 千円に対し、実績 4,061 千円と実績が多くなりました。

新規企業育成事業

新規企業育成事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	61,592	61,449	90,217	121,760
実績	58,492	60,725	91,189	102,061
差異(-)	3,100	724	972	19,699

新規企業育成事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	61,592	61,449	90,217	108,460
実績	58,492	60,725	90,588	94,346
差異(-)	3,100	724	371	14,114

(新規企業育成事業収支の増減分析)

平成 18 年度当初予算が実績を上回っているのは、まずは科目変更により神戸ものづくりクラスター支援センター事業に付けた予算 7,495 千円を国際化・技術開発支援事業収入・支出に振替えたことによるものがあります。

また、ベンチャーファンドへの出資金 15,000 千円を当初予算としていましたが、この内 13,300 千円については、財源として利息による基本財産収入を見込んでいたもの実際 7,714 千円であったために、一般会計の前期繰越収支差額 5,786 千円と特別会計より繰越金のうち 1,500 千円を充当しました。これにより予算実績差額として 7,286 千円当初予算が多くなりました。

さらに、平成 17 年度から実施したドリームキャッチ事業に対しての専門家派遣事業を当初 10,500 千円予算取りしていましたが、専門家派遣が想定していたよりも少なかったため実際 4,516 千円しかかからず、5,984 千円予算が多くなってしまったこと等によるものであります。

経営・技術相談事業

経営・技術相談事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	187,158	153,748	160,694	153,297
実績	175,717	150,837	149,140	152,842
差異(-)	11,441	2,911	11,554	455

経営・技術相談事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	187,158	153,748	160,694	153,297
実績	175,717	150,837	151,640	152,668
差異(-)	11,441	2,911	9,054	629

(経営・技術相談事業収支の増減分析)

平成 17 年度の予算が実績を上回っているのは、経営革新支援活動の一部が国からの補助金で賄われていますが、その補助金に対して国から一時期執行留保がかかり当初の活動が達成できなかったために当初予算として 13,680 千円ありましたが、実際は 8,650 千円となり 5,030 千円の差異が生じたものであります。

また、人件費が固有職員から嘱託に 1 名変更したことにより 4,965 千円圧縮したことも当初予算が実績を上回った原因と考えられます。

貿易・投資促進事業

貿易・投資促進事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	171,063	160,732	157,666	146,858
実績	149,962	145,975	139,713	138,196
差異(-)	21,101	14,757	17,953	8,662

貿易・投資促進事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	171,063	160,732	157,666	146,858
実績	148,624	145,975	137,064	138,316
差異(-)	22,439	14,757	20,602	8,542

(貿易・投資促進事業収支の増減分析)

平成 15 年度から予算ベースで減少しているのは、FAZ 支援事業にかかる人件費を嘱託に変更することにより圧縮してきたことや海外事務所長の人事異動による給与ベースの変動があり、さらにシアトル事務所に対する為替換算レートが平成 15 年度から平成 18 年度にかけて円高に変更していることによる影響があります。

産業振興センター管理運営事業

産業振興センター管理運営事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	225,227	205,468	165,222	165,222
実績	210,818	215,525	164,320	164,194
差異(-)	14,409	10,057	902	1,028

産業振興センター管理運営事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	225,227	205,468	165,222	165,222
実績	210,818	215,525	164,320	164,194
差異(-)	14,409	10,057	902	1,028

(産業振興センター管理運営事業収支の増減分析)

平成 17 年度が平成 16 年度と比較して大幅に減少しているのは、平成 17 年度より産業振興センターに指定管理者制度が導入されたため、経費の見直しを行ったためであります。

具体的には、経費削減として業務の一部を外部委託にすることにより人件費を 18,943 千円圧縮し、空調設備のさらなる見直しにより水道光熱費を 8,701 千円削減に努め、保守管理人員を効率よく削減することを保守管理契約での交渉材料とすることにより保守管理費を 17,510 千円圧縮したことが挙げられます。

ファッション美術館管理運営事業

ファッション美術館管理運営事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	409,585	417,524	409,786	371,998
実績	412,785	386,259	366,750	365,633
差異(-)	3,200	31,265	43,036	6,365

ファッション美術館管理運営事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	403,825	413,944	406,538	368,029
実績	403,908	381,387	363,558	359,975
差異(-)	83	32,557	42,980	8,054

また、ファッション美術館管理運営事業支出について細分化すると、次のような事業区分にすることができ、その区分毎の実績推移は以下の通りであります。

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
展示事業	10,377	7,892	17,604	18,282
リソースセンター	28,513	29,442	29,371	10,707
貸館事業	26,142	25,254	18,438	17,627
友の会	-	-	-	-
情報発信事業	-	-	-	12,287
ゆかりの美術館事業	-	-	-	-
その他共通	333,956	318,797	298,144	301,071
合計	403,908	381,387	363,558	359,975

(平成 18 年度ファッション美術館管理運営事業の増減分析)

リソース事業については、平成 17 年度の図書館ネットワークシステムの変更に伴うデータ抽出等の工事が引き続き発生するものと予算上設定していましたが、実際は平成 17 年度に済ませていたため 2,604 千円予算が超過しました。

また、図書館ネットワークシステム変更によりリース料を抑えることができたことにより、予算より実績が 1,695 千円少なく済みました。

さらに、資料整理を平成 17 年度に行っていたために当年度は作業を行わなかったことが、結果として 3,000 千円予算が余ることとなりました。

貸館事業については、予算不足の要因として、空調整備にかかった支出が 1,838 千円及び改装工事に伴う支出が 2,940 千円予算よりも多かったことが挙げられます。

その他共通経費については、当年度よりファッション美術館の管理運営を当財団が指定管理者になったことに伴い、人件費削減を実施していますが、業務量が多いのに対して人員を削減して

いるため対応できない状況になってきたために、市派遣職員や固有職員による残業や人件費が低くすむ嘱託職員を採用することで対応していたために、結果として4,521千円実績が多くなりました。

また、給水管や監視カメラ等の修繕が発生したことにより実績が2,031千円多くなりました。

さらに、指定管理者になったことに対して、広報活動に力を入れたために広報費が4,176千円多く予算よりも発生しています。

さらに、神戸ファッションプラザを大成建設株式会社、株式会社神戸ファッションプラザ及び神戸市の3者が区分所有しており、その一部にファッション美術館がありますが、神戸市の負担となるファッション美術館の建物等にかかる共益費は区分所有者との話し合いで決定しており、財団は神戸市から管理受託を受けています。これが当初多く見積って決定されていたために結果として2,990千円予算が余りました。

加えて指定管理者になったことにより、経費を削減することに重点を置いていたためその他事務費が7,941千円予算より少なくなっています。

これらが主原因として結果として、8,553千円の予算超過となっており、この一部を貸館事業に流用し、残りを神戸市に返還しています。

ものづくり復興工場管理運営事業

ものづくり復興工場管理運営事業収入

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	148,631	150,867	143,955	137,705
実績	134,253	133,298	126,202	131,095
差異(-)	14,378	17,569	17,753	6,610

ものづくり復興工場管理運営事業支出

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	148,631	150,867	143,955	137,705
実績	134,253	133,298	126,026	131,095
差異(-)	14,378	17,569	17,929	6,610

(ものづくり復興工場管理運営事業収支の増減分析)

平成 17 年度の予算が実績より大きいのは、当初予算上の水道光熱費を大きめに見積っていた

こと及び経費削減努力による実際発生額の削減の両原因により、予算よりも 11,510 千円実績を少なくすることができ、人件費においても嘱託職員 1 名が退職したことに伴い 4,408 千円実績が少なく済んだことが挙げられます。

平成 18 年度の予算が実績より大きいのは、当初予算上の水道光熱費を大きめに見積っていたこと及び経費削減努力による実際発生額の削減の両原因により、予算よりも 4,297 千円実績を少なくすることができたことが主原因として挙げられます。

上記以外の事業別勘定科目

上記以外の事業別勘定科目については、事業別収支計算書推移表をみるに、大きなものとして、レストラン等事業収支にかかるものと管理運営事業収支にかかるものが挙げられるためにそれらについて分析を行います。

レストラン事業等の主たる業務内容は、産業振興センター内にあるレストラン及び喫茶店の運営業務、ファッション美術館テナント運営管理業務、そして産業振興センター、ファッション美術館並びにもものづくり復興工場内の自動販売機の設置に伴う収入支出等であるレストラン等事業収支及び E-Tips 等の広報活動等の経営支援事業になる業務内容等より発生する経営支援事業収支からなります。

ただし、平成 18 年度におきましては、E-Tips 等の広報活動等で発生する経営支援事業収支については、実績ベースでは独立掲記として経営支援事業収入及び支出として計上していますが、予算上は従来どおりレストラン等事業収入及び支出として計上しています。

管理運営事業は、総務等の間接部門にかかる職員の人件費及び基本財産にかかる利息等からなります。

(A) レストラン等事業

レストラン等事業収入

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	52,201	42,143	46,979	48,754
実績	48,500	44,600	47,172	47,865
差異(-)	3,701	2,457	193	889

レストラン等事業支出

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	51,678	41,738	43,634	44,054
実績	46,840	40,527	42,279	41,853
差異(-)	4,838	1,211	1,355	2,201

(レストラン等事業収支の増減分析)

平成 16 年度までは産業振興センター内にあるレストラン及び喫茶店の運営にかかる収入は、運営委託先の売上の 7 % 分を委託先より収入として受けて、支出についてはレストラン等のビル賃貸にかかる賃料を神戸市に支払うことで発生します。

平成 15 年度においては、産業振興センター内にあるレストラン等の売上が減少したことに伴い、財団の委託手数料収入が 1,677 千円予算に比べ減少しました。支出は予算上収入と一致させていたことから、結果として 1,684 千円予算より少なくなりました。

平成 16 年度においては、E-Tips の広告事業を本格的に始めましたが、予算上は見込んでいなかったことにより、収入は 1,575 千円実績が予算より多くなりました。

平成 17 年度において収入面では、自動販売機の設置を仲介業者に委託せず、直接販売メーカーとの契約に変更したことにより手数料収入は上がりましたが、一方で産業振興センター内にあるレストラン等の売上が減少したことにより手数料収入が減少したために、結果としてほぼ予算と実績に差がありませんでした。

平成 18 年度において収入面では、レストラン委託先業者が産業振興センター内に事務所を別途設けたことによる賃料収入が増えたことを主原因として 1,439 千円予算より実績が多くなりましたが、経営支援事業収入を表示上別計上したことにより、2,733 千円予算超過となり、結果として 889 千円予算超過になりました。

一方、支出面においては、収入面で記載したレストラン委託先業者に対する事務所賃貸により神戸市に対する賃借料の支出が 1,142 千円発生し予算より多くなりました。

また、ものづくり復興工場においては、予算上自動販売機の設置数を増やす予定でありましたが、実際はそれほど数が増えなかったために 935 千円予算が余りました。

さらに、法人税等が前年度の数値をもとに算定した予算上の金額 1,795 千円に対して、実績が 520 千円であったために、1,275 千円予算超過となりました。

結果として、支出面において 2,201 千円の予算超過となっております。

(B) 管理運営事業

管理運営事業収入

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	118,070	128,412	99,857	104,158
実績	122,474	109,921	106,249	96,906
差異(-)	4,404	18,491	6,392	7,252

管理費支出

(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	118,070	120,312	92,648	95,770
実績	115,257	95,841	89,949	84,525
差異(-)	2,813	24,471	2,699	11,245

管理運営事業収入及び支出については、そのほとんどが人件費にかかるものであります。

したがって、この事業にかかる分析を省略し、次節に行っている人件費分析を参照することになります。

(4) 収支の計上及び分析について

収支計算については、各事業を担っている現場担当者が調整を行っています。

収支を調整した資料は作成しているようですが、収支の妥当性については不明であり、支出が収入を超過した場合に、他事業の補助金収入等を充当していることがあります。

本来、補助金等目的に沿った使われ方をすべきものを、産業振興等大きな目的のもと共通して流用可能との判断で、市の担当者との口頭による了承のもと他の事業に流用している旨の回答を担当者より回答を受けました。

現状、外郭団体特別委員会の勉強会で説明するための資料として、分析した資料はあります。

また、理事会議事録には収支決算承認の議事があり、理事会において口頭により分析報告しています。

外郭団体特別委員会の勉強会で使用する分析資料についても、財団が説明するための資料としての存在感が強く、分析が各担当者にブレイクダウンして業務に活かされるようなものになっているのか疑問の余地があります。

言い換えるならば、かかる資料は財団の各事業担当者のためではなく、外郭団体特別委員会の

勉強会のために作成しているという認識が強いものと思われます。

各事業担当者は、事業の内容について大まかには把握しているものの、財団として標準的な分析方法はなく、また、分析した結果を報告する業務フローも特に客観的に見受けられません。このため担当者により分析程度に差が見受けられます。

予算実績比較表や前期・当期予算比較表という表は作成していますが、差異について内容を分析した説明資料及び疎明資料作りを行うことが望ましいと考えられます。この場合、財団全体で統一した様式により実施するルール作りが必要であるのではないかと考えられます。

この点について、財団側は統一様式により作成していくように改善に取り組んでおり今後の期待が望まれます。

なお、現状このような予算管理であるために、各担当者に対しての責任の明確化ができていません。

各担当者からの分析結果を集計し報告する業務プロセスをルールとして確立していくことが、担当者毎の責任の明確化ができ、かつ、それを取りまとめて報告される理事会が財団全体としての活動の効率性、経済性及び有効性などについての責任をもつことができるものと考えられます。

（監査の結果）

補助金等の市から収受したものについては、目的の範囲内で規程に従った手続により補助金等を精算する必要があると考えられます。

（監査の意見）

現状補助金等を財団が収受すると、その範囲内で活動すればよいというモチベーションを持つだけで、収支差額が生じた場合にそれを分析し、次年度の事業活動に活用できるような組織的な仕組みが有効に存在しているのか不明であります。

常時、収支についての差額分析及び予算実績差額分析を行い、各現場での事業活動に活かすことができるように、上層部から各現場担当者が同じ認識を持ちかつ責任の所在を明確にすることができる仕組みを作ることが望ましいと考えられます。

3. 人件費分析

（1）総括

（概要及び監査手続）

市派遣職員や固有職員をはじめとする人件費については、平成 18 年度において総額 500,472 千円という巨額な支出となっています。このことから、かかる人件費について、平成 15 年度から平成 18 年度の推移分析を行うことにしました。

なお、ここでいう人件費とは給与等科目によるものだけではなく管理経費の中に含まれる派遣職員等の委託料も実質的な人件費として捉えています。

職員別人件費の推移（平成15年度～平成18年度）

（単位：千円）

	平成15年度						平成16年度						平成17年度						平成18年度						
	人数	予算	人数	実績	人数	差	人数	予算	人数	実績	人数	差	人数	予算	人数	実績	人数	差	人数	予算	人数	実績	人数	差	
市派遣職員	28	332,496	31	305,889	△3	26,607	28	324,504	29	304,904	△1	19,520	26	290,658	26	269,435	0	21,223	24	277,223	23	262,007	1	15,216	
対前年度増減							-2%	△7,992	0%	△905	-27%	△7,687	-10%	△33,846	-12%	△35,549	9%	1,703	-5%	△13,435	-3%	△7,423	-28%	△6,007	
平均人件費	28	11,875	28	10,925			28.0	11,589	28.0	10,892			27.0	10,765	25.5	10,566			25.0	11,089	23.0	11,392			
固有職員	14	105,074	14	109,596	0	△4,519	12	108,292	11	97,499	1	10,893	11	99,994	10	90,591	1	9,413	10	100,960	11	107,057	△1	△6,097	
対前年度増減							3%	3,318	-11%	△12,694	-94%	15,412	-8%	△8,398	-7%	△6,918	-14%	△1,480	1%	955	16%	16,476	-18%	△15,510	
平均人件費	14	7,505	11	9,953			13.0	8,338	10.5	9,286			11.5	8,695	9.5	9,535			10.5	9,615	10.0	10,706			
嘱託職員	22	97,634	22	99,210	0	△1,576	22	88,542	19	65,334	4	23,208	13	50,448	17	48,940	△4	1,508	12	41,638	14	43,054	△2	△1,416	
対前年度増減							-9%	△9,092	-34%	△33,876	-187%	24,794	-43%	△38,694	-25%	△16,394	-94%	△21,700	-17%	△8,810	-12%	△5,885	-194%	△2,924	
平均人件費	22	4,438	19	5,222			22.0	4,025	16.5	3,960			17.5	2,883	13.0	3,765			12.5	3,331	12.5	3,444			
信用金庫出向職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1,121	4	1,121
対前年度増減																						-	1,121	-	1,121
平均人件費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	280		
市・県有・嘱託・信託計	64	535,204	67	514,692	△3	20,512	62	521,438	58	467,817	4	53,621	50	441,100	53	408,956	△3	32,144	46	419,821	52	413,239	2	8,824	
対前年度増減							-3%	△13,766	-9%	△46,875	161%	33,109	-15%	△80,338	-13%	△38,861	-40%	△21,477	-5%	△21,379	1%	4,283	-73%	△23,320	
平均人件費	64.0	8,363	58.0	8,974			63.0	8,277	55.0	8,506			56.0	7,877	48.0	8,520			48.0	8,746	49.5	8,343			
短期雇用職員	18	29,422	23	33,329	△5	△3,907	16	25,304	18	31,141	△2	△5,837	15	32,996	14	23,245	1	9,753	14	26,677	14	24,613	0	2,064	
対前年度増減							-14%	△4,118	-7%	△2,183	49%	△1,530	30%	7,694	-25%	△7,896	-267%	15,590	-19%	△6,321	6%	1,368	-79%	△7,639	
平均人件費	18	1,635	22	1,515			17	1,488	19.5	1,597			15.5	2,129	15.0	1,550			14.5	1,840	13.5	1,823			
看護・人材派遣・委託	4	15,460	4	12,156	0	3,304	6	19,168	10	22,161	△4	△2,993	12	47,220	20	65,227	△8	△18,007	19	61,714	21	62,620	△2	△906	
対前年度増減							24%	3,708	82%	10,005	-91%	△6,297	146%	28,052	194%	43,065	502%	△15,014	31%	14,494	-4%	△2,607	-95%	17,101	
平均人件費	4	3,865	3	4,062			5	3,834	6.5	3,409			9	5,247	14.5	4,498			15.5	3,982	18.5	3,385			
短期・看護・人材派遣計	22	44,892	27	45,485	△5	△603	22	44,472	28	53,302	△6	△8,830	27	80,218	34	88,472	△7	△8,254	33	86,391	35	87,233	△2	1,158	
対前年度増減							-1%	△410	17%	7,817	1364%	△8,227	80%	35,746	66%	35,170	-7%	576	10%	8,173	-1%	△1,239	-134%	9,412	
平均人件費	22.0	2,040	25.0	1,819			22.0	2,021	26.0	2,050			24.5	3,274	29.5	2,999			30.0	2,946	32.0	2,726			
合計	86	580,086	94	560,177	△8	19,909	84	565,910	86	521,119	△2	44,791	77	521,318	87	497,428	△10	23,890	79	506,212	87	500,472	0	9,982	
対前年度増減							-2%	△14,176	-7%	△39,688	125%	24,382	-8%	△44,582	-5%	△23,691	-47%	△20,901	-3%	△13,108	1%	3,044	-58%	△13,908	
平均人件費	86.0	6,745	83.0	6,749			85.0	6,658	81.0	6,434			80.5	6,476	77.5	6,418			78.0	6,516	81.5	6,141			

(注)

ここで予算とは、市の予算であり財団の当初予算に追加、その他変更を加えた補正予算のことをいいます。

「平均人件費」は、次のように算定しています。

平成 15 年度は平成 14 年度末の人数が分からなかったため、期末人数を用いて計算しているが、その他の年度は、前期末人数と当期末人数の平均値により平均人件費を計算しています。

平成 15 年度 = 「人件費 / 人数(平成 16 年 3 月 31 日現在)」

平成 16 年度以降 = 「人件費 / 人数(前期末人数+当期末人数 / 2)」

「委嘱・人材派遣・委託」は税込で表示しており、それ以外は税抜で表示しています。

また、参考として、平成 19 年 3 月末時点における各職員の平均年齢は、市派遣職員は 47.1 歳であり、固有職員は 44.8 歳であります。

(分析の結果 - 1)

財団全体としては、市派遣職員の人数を減少させ、その代わりに固有職員嘱託等に業務を委譲し、委嘱・人材派遣・委託により業務補助を賄い人件費支出の削減に努めているものと伺われます。特に、ファッション美術館は徹底した人件費削減をしております。

市派遣職員の人件費が神戸市の公務員としての給与水準に準じている以上止むを得ないものと考えられますが、固有職員に比べ人件費の水準が高いものとなっています。

また、神戸市の管轄局である産業振興局の人件費と財団の市派遣職員の人件費を平成 15 年度から平成 18 年度にかけて比較してみると次のようになります。

(単位:千円)

	平成15年度						平成16年度						平成17年度						平成18年度					
	人数	予算	人数	決算	人数	差	人数	予算	人数	決算	人数	差	人数	予算	人数	決算	人数	差	人数	予算	人数	決算	人数	差
産業振興財団	28	332,496	31	305,889	3	26,607	28	324,504	29	304,984	1	19,520	26	290,658	26	269,435	0	21,223	24	277,223	23	262,007	1	15,216
対前年度増減							-2%	7,992	0%	905	-27%	7,087	-10%	33,846	-12%	35,549	9%	1,703	-5%	13,435	-3%	7,428	-28%	6,007
平均人件費	28	11,875	28	10,925			28	11,589	28	10,892			27	10,765	25.5	10,566			25	11,089	23	11,392		
産業振興財団	28	332,496	31	285,272	3	47,224	28	324,504	29	284,896	1	39,608	26	290,658	26	252,798	0	37,860	24	277,223	23	245,629	1	31,594
対前年度増減							-2%	7,992	0%	376	-16%	7,616	-10%	33,846	-11%	32,098	-4%	1,748	-5%	13,435	-3%	7,169	-17%	6,266
平均人件費	28	11,875	28	10,188			28	11,589	28	10,175			27	10,765	25.5	9,914			25	11,089	23	10,680		
神戸市	62	581,191	66	595,763	4	14,572	63	577,636	65	599,155	2	21,519	62	564,629	68	613,492	6	48,863	66	635,906	70	657,867	4	21,961
対前年度増減							-1%	3,555	1%	3,392	48%	6,947	-2%	13,007	2%	14,337	127%	27,344	13%	71,277	7%	44,375	-55%	26,902
平均人件費	62	9,374	66	9,027			63	9,169	65	9,218			62	9,107	68	9,022			66	9,635	70	9,398		
財団 - 神戸市	34	248,695	35	289,874	1	41,179	35	253,132	36	294,171	1	41,039	36	273,971	42	344,057	6	70,086	42	358,683	47	395,860	5	37,177
対前年度増減							2%	4,437	1%	4,297	0%	140	8%	20,839	17%	49,886	71%	29,047	31%	84,712	15%	51,803	-47%	32,909
平均人件費	34	2,501	38	1,898			35	2,421	37	1,675			35	1,658	43	1,544			41	1,454	47	1,994		
財団 - 神戸市	34	248,695	35	310,491	1	61,796	35	253,132	36	314,259	1	61,127	36	273,971	42	360,694	6	86,723	42	358,683	47	412,238	5	53,555
対前年度増減							2%	4,437	1%	3,768	-1%	669	8%	20,839	15%	46,435	42%	25,596	31%	84,712	14%	51,544	-38%	33,168
平均人件費	34	2,501	38	1,162			35	2,421	37	957			35	1,658	43	892			41	1,454	47	1,281		

(注)

ここで神戸市とは、管轄局である産業振興局の職員のことをいいます。

ちなみに、上図の神戸市の職員の人件費には退職給付引当金は未計上であり、「予算額」には、「管理職手当」「係長以上の超勤」「担当者の超勤」は含まれておらず、「決算額」には、「管理職手当」及び「市年間担当者超勤の平均額に、産業振興局担当者数を加算した額」を含めています(なお、「市係長以上超勤額」は不明)。

また、産業振興財団(=財団)とは、財団の市派遣職員の人件費で管理職の超過勤務手当及び退職給付引当金も含ませている人件費のことです。

さらに、産業振興財団(=財団)とは、神戸市の職員の人件費と比較しやすいように、超過勤務手当及び退職給付引当金相当分を控除した人件費のことです。

ちなみに、平成19年3月末時点の神戸市の職員の平均年齢は、41.0歳です。

(分析の結果 - 2)

神戸市の管轄局の人件費と比較しても、財団に出向している市派遣職員の人件費は、高いものとなっています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

費用対効果という観点から人員構成を見直す必要があるのではないかと考えられます。

財団にとって神戸市の外郭団体としての位置付け及びそのために窓口役として市派遣職員が必要であるということにおいては一定の理解はできます。

しかし、他の職員の業務内容については市との交渉役等一部を除き特に差がないことから、費用対効果という観点から人員構成を見直す必要があるのではないかと考えられます。

表中、財団の市派遣職員の人件費と神戸市の管轄局である産業振興局の職員の人件費との比較を見てみると、どの年度においても財団の市派遣社員の人件費の方が、平均年齢が高いことなどもあり、神戸市の管轄局である産業振興局の職員の人件費よりも高い水準となっています。

財団の市派遣職員の人件費は、神戸市からの補助金または委託料により賄われています。実質的には神戸市側においても人件費であるといえます。

業務内容から判断するに、財団に出向している市派遣職員の対象を見直しても、財団の日々の業務は特に支障をきたさないのではないかと考えられます。

財団の運営を神戸市との関係でどのように位置付けるのかについて以下の理由から考える必要

があると考えます。

具体的には、財団が寄附行為をしていく中で、産業支援等の神戸経済の発展に寄与するために、神戸市とは一線を画した独立性を財団に保持し運営させていくのであれば、固有職員等の充実に必要があると考えます。固有職員の育成は、財団にとって運営管理していく上での無形の財産になるものとするからです。

しかしながら、固有職員の育成も必要ではありますが、神戸市職員を育成することも必要と考えます。独立性を持たせるとしても、神戸経済発展のために神戸市が拠出し設立した財団であることから、外郭団体としてやはり神戸市の活動の一部を担っていることは否めないと考えられます。そのため、その点については、職員のバランスを考え若い世代の職員等も財団に積極的に出向させることが望ましいと考えます。

神戸経済発展のために行っている財団の業務内容を若い世代の神戸市の職員も習得することにより、幅広い層の職員が神戸経済発展のためという財団のミクロ的な視野での業務内容及び現状を把握することができ、これを神戸市の行政の中での経済発展というマクロ的な視野で行政に長期的には活用できるのではないかと考えます。

つまり、ミクロ的な視野とマクロ的な視野の融合を図る必要があるのではないかと考えるからであります。

このことから、外郭団体として当財団が市の活動の一部を担っているのであれば、関係局との人員構成の見直しを行うべきではないかと考えられます。

(2) 財団の市派遣職員の人件費と市からの補助金について

(概要及び監査手続)

財団寄附行為第4条第1号～第6号及び第11号に関わる活動事業に従事している職員の人件費を、神戸市の中小企業支援の工業課から補助金として財団は交付を受けています。

この人件費について、現状次のような方法により各事業に配賦計算を行っていますが、その方法の妥当性を検証しました

ちなみに人件費の補助金対象となる寄附行為第4条各号の内容は次の通りであります。

- 第1号 市内産業の情報化の促進に関する事業
- 第2号 市内産業の国際化及び技術開発の支援に関する事業
- 第3号 市内産業に人材育成に関する事業
- 第4号 企業間交流の促進に関する事業
- 第5号 新規企業の育成に関する事業

第 6 号 市内産業振興のために必要な調査研究、経営・技術相談及び経営診断等に関する事業

第 11 号 その他中小企業支援事業

配賦計算過程については以下の通りであります。

- (A) 神戸市から財団法人に出向している派遣職員と財団で採用した固有職員の 2 つに分けます。
- (B) 派遣職員と固有職員の人件費合計を各々集計し、派遣職員数合計及び固有職員数合計で各々割り各職員の平均人件費を算定します。
- (C) 人件費の配賦割合については、人件費配賦表を作成しており、補助金の対象となる事業毎に派遣職員と固有職員を区分し、さらに、その職員区分を課別に細区分して配賦割合を決めます。

平均人件費を人件費配賦表上の事業別の派遣職員または固有職員の配賦割合の合計で乗ずることにより、人件費配賦額を算定しています。

財団の人件費配賦表は、事業毎に派遣職員と固有職員を区分し、さらに、その職員区分を課別に細区分して配賦割合を決定しているにもかかわらず、現状の配賦計算は、事業毎の派遣職員及び固有職員の各配賦割合の合計に平均人件費を乗じて算定しています。

つまり、事業毎に派遣職員と固有職員を区分した段階までの配賦計算をしているものの、課別の配賦割合まで細分化した計算にはなっていません。

そのため、本来課別の配賦割合に応じて計算する必要があるところ、その分だけ計算が事業活動に反映されていないことになっています。

そこで、人件費配賦表の配賦割合に従い課別に人件費を計算したところ、事業別に次のような差異がありました。

(単位：千円)

	一般管理運営事業	中小企業相談事業	人材育成事業	企業間交流促進事業	新規企業育成事業
課毎に配賦した場合	79,676	83,452	14,553	10,962	24,490
財団の人件費配賦額	71,982	87,826	15,193	11,489	25,636
差額	7,694	4,373	639	526	1,146

	情報化促進事業	国際化推進事業	レストラン等事業	ファッション美術自主事業	合計
課毎に配賦した場合	10,923	10,923	256	143	235,383
財団の人件費配賦額	11,447	11,447	230	128	235,383
差額	524	524	26	14	-

(注) 現状の配賦割合を用いて、人件費が発生している事業を抽出しています。

表示単位未満は、切捨てで表示しています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

概ね、人件費配賦の割合については、事業毎の作業の関わりの程度によりその基準を決定している旨財団経理担当者より回答は得ています。年間約 230 百万円程度発生している配賦対象人件費を各事業に配分することは、事業別収支を把握する上で重要と考えられ、その配賦割合の考え方については、一定のルールに基づき決定する必要があります。

しかし、現状口頭での配賦率決定となっており、書面による決裁ができていません。

人件費について神戸市からの補助金で賄っている以上、合理的に人件費を配賦し、市民に客観的に事業別収支についての説明できるようにするためにも、人件費の各事業に関わる程度を客観的に把握できるよう、書面による決裁及びその配賦割合決定の疎明資料の保管が必要ではないかと考えられます。

人件費配賦表の配賦割合を決定していった区分過程に従い、配賦計算を実施していくことが、事業別人件費の発生額の把握ができ事業別収支管理に資するものと考えられます。

4. 海外事務所の運営

(概要及び監査手続)

財団は、海外事務所としてシアトル事務所、天津事務所及び南京事務所の 3 拠点を組織上有しており、各拠点での情報収集や企業交流等の活動をしています。

平成 18 年度の海外事務所の概要

(単位：千円)

		シアトル事務所等	
補助金（補）又は委託金（委）		(委) 40,465 (補) 62,736	
財団所属現地職員数（神戸市からの派遣職員）		3 名	
海外費	海外給	10,195	
	一時帰国日当	122	
	海外事務所運営費	借館料	11,392
		現地採用職員費	11,686
事業費		21,471	
国内費	国内給	30,181	
	国内事務費	2,244	
	赴帰任旅費	4,961	
支出合計		100,393	
差額（返還額）＝（補助金等－支出金）		2,806	

シアトル事務所、天津事務所、南京事務所

シアトル事務所は、神戸市の施設の海外事務所との認識から、当財団は神戸市より委託契約を結んで当該事務所の管理運営に努めています。

一方、天津事務所及び南京事務所は、中国政府との関係で直接神戸市が現地事務所を開設できないとの理由から、当財団法人に組織上帰属させて、神戸市から補助金を収受し管理運営を行っています。

このような状況の下、各海外事務所からの活動内容報告について、シアトル事務所については四半期毎に報告を受け、天津及び南京事務所については毎月報告を受けていますが、同時に神戸市の産業振興局にも同様の報告書を海外事務所より送付させています。財団本部は、天津事務所及び南京事務所の実質的な管理者は神戸市であるとの認識から、報告書の内容の吟味については行わず、神戸市の方で吟味しています。財団は、年度末に各海外事務所の事業内容についての精算書を神戸市に提出する時に、海外事務所から送られてきた報告書を取りまとめた資料を添付して報告していますが、事業内容の吟味はあくまでも神戸市が行っており、神戸市からの指示により資料の作成をするに留まっています。財団で行う作業は、海外給や海外事業費の送金事務、各海外事務所が送ってくる経費等帳簿及びその証憑の突合、年度末の精算事務、人事・給与事務並びに福利厚生事務であり、その適正性及び妥当性について検証しました。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

天津や南京事務所については、中国政府との関係を理由として単に当財団の組織内に海外事務所が所属しているとの経緯等から、財団においては神戸市が管理責任者という認識があります。そのことから財団本部は、毎月の業務報告及び一時帰国時（年 3 回）の報告を受けていますが、海外事務所の管理運営には直接的には当たっていません。

また、シアトル事務所については、委託契約を神戸市より受けていることから、事業の内容については財団として分析できる立場ではないと認識しています。そのため、毎月業務報告の提出を受けていますが、事業内容の分析については神戸市から分析結果の説明を受けるだけとなっており、財団本部として管理運営は実質的に行っていません。

しかし、組織上は、海外事務所は財団に帰属しており、海外事務所の管理責任は形式的には財団に帰属するものと考えられます。組織上財団に帰属しているのであれば、まずは財団が海外事務所に対する管理者責任としての認識を持つ必要があると考えられます。仮に、海外事務所に問題が生じた場合、神戸市は委託金や補助金を財団に提供しているために、その責任は財団に帰属するのではないかと考えられます。

つまり、財団は、神戸市より補助金等を収受する以上、その事業の効率性、経済性及び有効性等を検討し、有効な資金の使われ方がされていることを説明できるようにする必要があると考えられるのです。これに対し現状において、財団が海外事務所の事業の有効性等の分析検討を行っておらず、実質的に神戸市がその判断を行っている以上、あたかも財団が神戸市の 1 セクションとなっていると考えられます。

そういった状況を回避するためにも、財団が管理運営して状況の把握を行い、補助金及び支出の程度が効率性、経済性かつ有効性について分析検討し、財団の設立目的の一つである貿易の促進という目的を達成できているかについて分析をしていく必要があると考えられます。

神戸市との協議により、管理運営に対する責任の所在を明確にする必要があります。

財団所属の現地職員の給与について、見直す必要があるのではないかと考えられます。

現状は、現地職員に国内給と海外給を支給しています。

国内給は、海外給も支給することから「神戸市職員の給与に関する条例」第 12 条の 2 に基づき、国内で勤務している時の 80% 分を支給しています。

また、海外給は、「海外駐在員給与規程」第 3 条に基づき支給しています。

なお、この「海外駐在員給与規程」は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、ジェトロという。）

での海外給の規程に準じて作られている旨の回答を財団の担当者より受けています。

しかし、海外給の支給基準の拠り所がなかったためとは思われますが、財団の業務及びそれを管理する神戸市の業務とジェット口との関係がどのようにあるのか、また、ジェット口の規程を利用する合理的な理由がなく、現状の支給計算方法に疑問の余地が残ります。

また、その支給金額は海外給があるため市職員の給与と比べた場合高い水準になっていますが、その金額が妥当な範囲内のものなのか検討する必要があると考えられます。

海外駐在職員の業務の特殊性等がいかなるものなのかその評価及び妥当性の検討等が財団でできていないために、支給規程ありきで当該職員に給与を支給しているに止まっています。

市職員に対する給与水準と差が業務の特殊性及び海外勤務での手当であるとの合理的な説明ができないならば、給与規程を見直す必要があると考えられます。

・内部統制関係（内部統制全般）

1．理事会における補正予算の編成について

（概要）

財団におかれては、理事会は、現在3月と5月の年2回開催されています。主な内容については、まず3月下旬の理事会では実績に見合った“補正予算”の策定をおこない、5月については前年度の決算書の承認を行っています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

補正予算を組む場合も安易に実績値に合わせるのではなく、当初予算と実績値の差異について十分に分析し異常な差異がないか、もしあれば担当部署と十分に議論する必要があります。

2．課長会について

（概要）

毎月第一火曜日に、各課長と理事長、専務及び常勤理事が集まり、各課の各事業における現状分析のみならず様々な課題についても協議しています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

監査の意見として特記すべき事項はありません。

3．内部監査について

（概要）

現在、財団には内部監査制度がありません。したがって内部監査を担う部署も定められていません。一方、神戸市の行財政局の求めによる「自主監査」は、以前から外郭団体用のテンプレートを使用して実施されており、直近では、他団体での不祥事を受けて出納関係業務に絞って当年度5月頃に緊急実施しています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

民間上場企業では、金融商品取引法の施行に伴い、財務報告に関する内部統制の強化が求められています。有効な内部統制の整備、運用においては、内部監査はその根幹をなす重要な要素となります。地方自治体における内部統制の研究が総務省で開始されたこともあり、財団においても内部監査制度の導入の検討が望まれます。

4. 稟議制度について

(概要)

『(財)神戸市産業振興財団 専務理事以下専決規程』(最終版:平成18年4月1日施行)にて、決裁事項・金額別の具体的な決裁権限者が明示されています。

ところで人事・経理関係事務に関して、事前に各担当者が支出内容、日時、場所、金額、支出科目、支出方法等を起案して担当部長の承認印を押印し、その後美術館にかかる一部を除き、総務部の合議(総務部長)もなされています。さらに重要な決裁内容については、専務理事の決裁も行われ当該支出決裁後、発注・委託などの具体的な業務が実施されます。

具体的な業務実施後、支出を行う際には、担当者が作成した「支出伝票」と上記の支出決裁書、請求書等に関して総務部担当者が分任出納員(『(財)神戸市産業振興財団 財務規程』第6条3項)として照合し、最終的には総務部長(副出納役)が審査します。(『(財)神戸市産業振興財団 財務規程』(最終版:平成16年4月1日施行)第25条にて規定)

(監査手続)

平成18年度の稟議書の査閲を行いました。

(監査の結果)

稟議書の管理状況について

上記のとおり、すべての稟議書は総務部を経由するが、各稟議書は起案者の担当部署(課単位)で細事業別にファイリングされ保管されており、すべて稟議書を管理する“稟議管理簿”なるものは総務部で作成されていません。また、稟議書を一元管理していないため、稟議書の連番管理もなされていません。稟議の顛末を一元管理し、稟議漏れや稟議遅れを牽制する意味からも、“稟議管理簿”や稟議書の連番管理は必要です。

稟議書の記載状況について

後日、稟議内容の正当性を立証するためにも、ルールに則った適切な記載が必要です。

- (A) 起案日、決裁日が空白である稟議書が散見されました。
- (B) 決裁区分（理事長、専務、常務、部）の欄に で特定されていない稟議書が複数認められました。

（監査の意見）

監査の意見として特記すべき事項はありません。

5. 予算管理制度について

（概要）

内部規程上、予算について以下のような記載がなされています。

- ・ 『(財)神戸市産業振興財団 財務規程』第2章 収支予算
 - 第10条 予算（の議決）
 - 第11条 予算の執行
 - 第12条 予算の補正
- ・ 『(財)神戸市産業振興財団 専務理事以下専決規程』添付資料
（決裁事項）支出予算の流用（決裁区分）部長：中科目（寄附行為 第4条レベル）
- ・ 『神戸市中小企業経営資源強化対策費等補助金交付要綱』第7条1項

補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ神戸市中小企業経営資源強化対策費等補助金にかかる補助事業の内容・経費の配分変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更についてはこの限りではありません。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

組織内での承認方法について

現在、“中科目”レベルの支出予算の流用に関して、部長決裁はなされていません。また年度末の理事会で補正予算が策定される際に、予算流用が事後的に承認されています。

“収支計算書”が新公益法人会計基準では財務諸表からはずれたとはいうものの、依然、重要な書類であり、また神戸市からの受託や補助金事業、指定管理者事業等様々な事業を実施しており、各事業間での予算流用は、できるだけ厳格に行う必要があります。したがって、予算流用に関するより詳細な規程を整備し、厳格に運用する必要があります。

神戸市からの承認方法について

平成 18 年度の補助金のうち、“中小企業経営支援費”について、“項”レベルの事業で予算の流用を行い、全体としての予算と実績の差額（未執行分）を市に返還していました。その際、上記の『神戸市中小企業経営資源強化対策費等補助金交付要綱』第 7 条 1 項における補助事業の内容または経費の配分の“軽微な変更にあたる”として、市に対して書面ではなく口頭でのみ許可をえていました。各事業の予算と実績の差額を調査すると、百万円以上の差異が 3 件あり、どのレベルまでがいわゆる“軽微”にあたるか判然としない状況です。今一度、神戸市の担当部局と“軽微”の範囲について、十分に協議することが望まれます。

6. 公印管理について

（概要）

『（財）神戸市産業振興財団 公印規程』（最終版：平成 17 年 4 月 1 日施行）が整備されており、公印の名称、書体、看守の方法、“公印使用簿”に基づく公印の使用方法、盗難・紛失時の対処などが規定されています。

特に、公印の使用については、当該『公印規程』第 5 条で以下のとおり規定されています。

公印は、財団の業務に係る文書以外に使用してはならない。

公印を使用しようとするときは、次に掲げる手続きによる。

- 1) 起案者又は文書取扱者は、総務部長のもとに決裁文書とともに発送文書を提出する。ただし、美術館に係る文書は事務長に提出する。
- 2) 総務部長は、前号の文章を審査し、起案者又は文書取扱者に公印使用簿に所定事項を記載させた後、公印を使用する。（以下、省略）

（監査の結果）

銀行からの出金時規程について

現在、銀行からの出金時には、総務部長（副出納役）の公印（様式 10）と総務課長の公印（様式 9）の二つの押印が必要となるが、『財務規程』あるいは『公印規程』には具体的な取扱いの記載がありません。また、銀行からの出金に際して、“公印使用簿”に特に記載がなされていませんでした。

出金取引は、不正・誤謬のリスクが非常に高い取引であり、厳格な規程の整備と運用方法を検討する必要があります。

公印使用簿の記載状況について

今年度の“公印使用簿”を通査した結果、の銀行からの出金事項の記載漏れ以外に、看守管理者のサインあるいは押印がなされていないケースがありました。

財団の組織運営上、公印の管理は非常に重要であり、また『公印規程』が厳格に運用されているか後日、監事による内部監査でチェックするためにも公印使用簿の記載は適切におこなわれる必要があります。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

7. 財務規程の整備について

(概要)

財団の財務規程は次のような構成となっています。

第1章 総則	第1条～第9条
第2章 収支予算	第10条～第12条
第3章 収入及び支出	
第1節 通則	第13条～第15条
第2節 収入	第16条～第23条
第3節 支出	第24条～第33条
第4節 その他	第34条
第4章 物品	第35条～第38条
第5章 資産及び負債	第39条～第46条
第6章 契約	第47条～第49条
第7章 決算	第50条～第55条
第8章 弁償責任	第56条
第9章 補則	第57条

(監査の結果)

財務規程上、以下のように実態を反映していない規程が見受けられました。

第6章 契約 第47条(契約の方式)においては、「・・・競争入札が指名入札であるときは、原則として5人以上の入札者を指名しなければならない」としていますが、入札者が5人未満で入札を行っているものがあります。

指名入札を行う予定で入札希望者が5人未満であったものと思われませんが、まずは指名入札とするための疎明資料の整備がなく、また、5名未満で指名入札とする承認決議等も特にありませんでした。

また、「10,000千円以上の請負契約については、原則として競争入札を神戸市に依頼して行うもの」と規定していますが、実態として財団自ら意思決定を行い、契約を締結しています。

神戸市の外郭団体としての性格から一般の民間組織以上に契約の“公平性”を担保する意味からも、規程に準拠した手続の履行が必要です。なお、実態と著しく乖離している部分があれば、実態に即した規程に改定することも検討すべきです。

(監査の意見)

第7章 決算 第53条(決算整理)において、第6項で「事業経営費及び事業原価の確定並びに工事中の事業資産の原価要素の把握計算」と規定しています。

しかし、「事業原価の確定並びに工事中の事業資産の原価要素の把握計算」は特に、現状の財団の運営事業において必要のない規定と考えられます。

かかる条文については、今後の状況も勘案し条文の削除の可否を検討し、財団の運営事業に沿った規程の見直しを行うことが望まれます。

・ 出納関係（管理体制、内部統制）

1. 月次決算について

（概要）

月次決算の流れは、次のようになっています。

月次決算については、現金主義で収支計上を行った帳簿を月末ごとに締め切り、総務担当者が月次試算表を作成します。

総務担当者は、作成した月次試算表を出力した上で押印して総務課長に回覧します。

総務課長は出力された月次試算表に確認印を押し総務部長に回覧します。

総務部長はかかる試算表に確認印をします。

一方、財務規程第 51 条（月次決算）において、「副出納役は、月次決算については、毎月末帳簿を締め切り、月次試算表を作成して、残高が正確であることを照査のうえ、翌 20 日までに常務理事に報告しなければならない。」としています。

なお、平成 17 年度において、条文上の読み替えをするために稟議決裁により常務理事を条文上、専務理事と読み替えるものとしています。

（監査の結果）

条文上規定している月次決算の承認手続きができていません。すなわち、条文上常務理事（専務理事）まで報告となっていますが、総務部長止まりとなっています。

月次決算で専務理事まで報告することで、収支状況や財政状態等をタイムリーに提供することができます。また、月次試算表に各担当者が押印し証跡として残すことで責任の所在が明確になります。

そのためにも、条文の規定に従い専務理事まで報告手続きを行い、承認印をもらうようにしなければならないと考えます。

（監査の意見）

現状月次試算表は担当者任せになっており、上長の承認印は形式的なものになっています。

月次の流れを知り、財団の実態を適時に把握するためにも、上長は月次試算表の内容を理解した上で分析し、それを事業運営にフィードバックさせていく必要があります。

さらに、月次決算において引当金や減価償却費等の見積を必要とする科目を月次ベースで計上することは、より適時適切な情報の提供が可能となり望ましいです。この場合、予算ベースの金額をもとに月次ベースで概算計上することが挙げられます。

2. 小口現金の管理について

(概要)

各現場において小口現金を支出した場合、次のような業務の流れで会計処理がおこなわれます。

現場担当者は小口現金確認票に領収書を添付した上、作成日、担当者印、使用目的、部門コード、金額を記載し上長に回します。上長は、内容を確認し承認印を押します。

承認後、総務課に送付し経理担当者が内容をチェックし、会計処理します。

経理担当者は会計処理と同時に小口現金の補助簿としての小口現金払出等管理簿(表計算ソフト)に出金内容を入力します。

(監査の結果)

小口現金については、原則として日々金種毎に現金実査を行い、上長が確認をし、実査残高が元帳及び補助簿の残高と一致しているか突合する必要があります。それにより、適時に残高の管理及び不正利用に対して牽制を行うことができます。

また、現金実査の実施担当者と上長が現金実査した金種表に承認印をすることにより責任の所在が明確になると考えられます。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

3. 領収書綴りの簿冊管理について

(概要)

領収書綴りは、手書にて次のような様式で記載し簿冊管理しています。

物品管理者	記帳	受領	交付	現在高	受領印	摘要

領収書綴りの受払いが生じた場合には、記帳欄に日付を記載し受領及び交付欄に数量を記載します。物品管理者欄には、領収書綴りの交付を受けた者が押印します。領収書綴りが返却されると受領者は受領欄に受領印を押印します。摘要欄には、関連する領収書綴りのナンバー等を記載します。

(監査手続)

領収書の実査を行いました。

(監査の結果)

領収書綴りの受払いを管理する簿冊管理は、現場担当者がむやみに領収書を発行することを防止するために行われるものであります。

現状では、返却の記載場所がないために現場に交付した領収書の行方が分からなくなっています。

領収書綴りを実査したところ、3冊の領収書綴りが行方不明となっていました。財団において、現在調査中ではありますが、不正利用されないためにも引き続き早急に3冊の行方について調査する必要があります。

そのため、返却欄を設けて領収書綴りの受払いを適時に把握できるように管理できる簿冊管理簿の作成が必要であります。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

4. 固定資産の管理について

(概要)

財団が保有する固定資産は、パソコン等の什器備品だけであります。現在、取得価額が10万円以上の固定資産に関する管理台帳としては、表計算ソフトを用いて期末減価償却試算表という固定資産明細を作成しています。

なお、取得価額が1万円以上10万円未満の消耗備品費を対象とした資産については、全く作成されていません。

また、上記の固定資産台帳の記載項目は以下のとおりであります。

資産の名称	償却率	当期末残存価額
数量	調整割合	残存価額 (取得価額 × 10%)
取得年月	減価償却額	耐用年数経過残存価額 (取得原価 × 5%)
前期末帳簿価額	減価償却累計額	設置場所
耐用年数		

(監査手続)

固定資産台帳の査閲及び

平成 18 年度末の「期末減価償却試算表」をもとに、平成 19 年 9 月 19 日付で全件棚卸実地調査を行った結果、下記のような事実が判明しました。

上段：件数

下段：期末帳簿価額

Q1 現物が全て実在するか？		Q2 管理ナンバーを記載したタグを添付しているか？		Q3 現在、使用されているか？	
×	1 件 15 千円	×	全件 (25 件) 6,254 千円	×	1 件 16 千円
	24 件 6,238 千円		0 件 - 千円		17 件 4,748 千円
					7 件 1,489 千円
合計	25 件 6,254 千円	合計	25 件 6,254 千円	合計	25 件 6,254 千円

* 表の説明

は使用中の資産

は固定資産台帳上資産の数量が複数である資産で、一部使用しており、一部使用していない資産

×は使用されていない資産

(監査の結果)

現状の固定資産台帳は、使用者責任が明確になっておらず、資産番号管理もできていません。

固定資産台帳には、固定資産の『現物管理機能』と減価償却費及び期末固定資産簿価を確定する『決算報告機能』の大きく二つの機能があります。

現状の台帳には、設置場所は記載されていますが管理部署、管理コード等固定資産の使用者の責任が明確になっておらず、また、台帳上、固定資産を番号管理していないため、『現物管理機能』に問題があるといえます。固定資産の特定化及び使用者責任の明確化のために台帳の記載内容を見直すことが望ましいと考えられます。

また、台帳上取得年月の記載はあるものの、除却や売却のように減少した場合に対応しにくいものとなっており、固定資産台帳が上記の二つの機能を十分に果たせません。取得等による増加及び除却や売却のような減少に対応するためにも、台帳上期中増額、期中減額の欄を設けて台帳を見直

すことが望ましいと考えられます。

さらに、一式管理している備品（例えば、ダンスフロア一式など）については、台帳上では個数が明らかにされていません。

固定資産台帳には「個数」の情報は必須であり、同種の備品が多数ある場合に一部除却したケースでは台帳上の数量を実数に変更する必要があります。

（監査の意見）

固定資産の現物棚卸実施調査の結果、上表のように複数個ある固定資産について使用中となっている資産と未使用となっている資産がありました。未使用である理由としては、不良品によるものや陳腐化または老朽化によるもの等があります。固定資産管理においては、使用見込みのないものについては、適時に把握し除却等適切な処理を行う必要があります。そのためには、定期的な棚卸を行うルール作りにより資産の使用状況の把握が必要であります。

また、それを補完するために未使用固定資産については、使用者から固定資産管理部署へ適宜報告がなされ、修理、廃棄、再利用がスムーズおこなえるような仕組みを構築する必要があります。

5. 旅費命令及び精算について

（概要）

出張旅費の発生の流れは、次のようになっています。

- ・ 国内出張については、総務部から「旅行命令（依頼）書」が発行される。
- ・ 旅費概算払い（財団の財務規程第 28 条及び 30 条）については、財務規程第 24 条及び 25 条の通常の支出手続きに準拠して支払われる。すなわち、上記の「旅行命令（依頼）書」に基づき、総務部長が副出納役に支出依頼をおこない、副出納役は当該支出の正当性について審査をおこない問題がなければ本人に支払われる。また「支出伝票」が本人所属の部署で起票され、上長の承認後、総務部でチェックされ、「前渡金支出明細書兼支払精算書」の概算払金額及び摘要欄に記載され保管される。
- ・ 概算払いの精算については、用務終了後 5 日以内に（財団の財務規程第 32 条）領収書を添付して担当部署から「前渡金支出明細書兼支払精算書」が総務部に回付され、精算がおこなわれる。
- ・ 海外出張については、「稟議書」の決裁を受けた後、国内旅費と同様の手続きをおこなっている。

（監査手続）

サンプルベースで旅費関連の資料をレビューしました。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

精算時に出張内容や経路などを記載した資料(いわゆる「復命書」)は特に作成されておらず、簡単なメモ書きのみのケースも見受けられました。

まず、財務規程において精算時に「復命書」の作成を義務付け、本人所属の部門長の承認を入手することが望まれます。その際、宿泊を伴う場合はホテル等の領収書も添付することが望ましいです。

新幹線や船などの切符の手配に関して、本人に任せるのではなく外部業者に委託することにより、概算払いの金額も低減し、全体としての業務の効率化及び資金管理の簡素化が図れるケースもあり、検討が望まれます。

・ITシステム関係（セキュリティ）

財団にはメールサーバーとLANサーバーが1台ずつあり、各職員のパソコンは社内LANでつながっています。財団内でのITに関する運用については、総務部が各課から担当者（アドミニ）を指名し、定期的に行われる“LAN担当者会議”で課題について検討されています。なお、主な基幹系のソフトは、公益法人会計システムと給与システムです。

1. アクセス権管理について

（概要）

職員の全員にユーザーIDが個人ごとに付与され、LANへのアクセスに関してユーザーIDとパスワードの組合せにより本人認証が行われています。ユーザーID及びパスワードの変更は、IT担当者（アドミニ）のみが実行可能となっています。

（監査手続）

平成19年4月2日現在のパスワード一覧のレビューを実施しました。

（監査の結果）

ユーザーIDの変更管理やパスワード設定管理について、具体的な運営方針が設定されていません。たとえば、人事異動に伴い抹消すべきIDの削除が適時におこなわれアクセス権が残っていないことの確認が適正になされるための業務の流れやチェック体制の構築あるいはパスワードの定期的な変更等に関して、運用方針やルールを策定し明文化する必要があります。

また、平成19年4月2日現在のパスワード一覧をレビューした結果、第三者が容易にわかるようなパスワードもかなり見受けられました。また、現在利用されているOS（Windows xp）のパスワード管理も特に必須となっていません。権限外の情報に容易にアクセスできないように、有効なパスワードを設定するよう職員全員への指導・研修を徹底する必要があります。

（監査の意見）

監査の意見として特記すべき事項はありません。

2. パソコンの現物管理について

（概要）

各職員に1台のパソコンが割り当てられています。また、割り当てについては、「PC管理簿」で管理されています。

(監査手続)

PC 管理簿に基づく現物の棚卸を実施しました。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

パソコンについては、定期的にたな卸しがなされていません。現物管理を徹底するためには定期的なたな卸しを実施することが望まれます。

3 . メディア管理について

(概要)

データの記録には、CD 及び DVD 他フラッシュメモリーなどが利用されていますが、帳簿による利用者の管理はなされていません。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

データを焼き付けた DVD 等のディスクについては、利用者を特定化するためにシリアル NO をつけて帳簿管理を徹底すべきです。

さらに、フラッシュメモリーは手軽に利用が可能な反面、かなり膨大な量のデータを蓄積可能であり、たとえば個人情報を含むデータのある自治体の嘱託職員が紛失して社会問題化された事件も発生しています。まず、社内規程で外部持ち出しを禁止し、紛失しないように各職員を継続して指導することが望まれます。

4 . バックアップ管理について

(概要)

各職員が利用しているクライアント (パソコン) のデータについては、サーバーへのバックアップが原則とされており、日々、ハードディスクにバックアップがなされています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

5. アプリケーションソフトの管理について

(概要)

昨今、インターネットから無料で様々なプログラムをダウンロードして事務に利用することが可能となっています。しかし、当該プログラムがウイルスに感染していたり、ファイル交換ソフトのようにインターネットに接続することで社内のデータが外部にもれたりするリスクも高まっています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

フリーのソフトウェアを職員のパソコンにインストールする際の管理方針・規程をまず策定し、適正に運用されているかどうかについて、適宜チェックする体制を構築することが望まれます。

・個別事業に関する事項

1. 中小企業支援センター等事業

(1) 概要

中小企業支援センターの設立等概要は以下の通りであります。

平成4年3月13日に 産業の情報化・高度化推進事業、 技術開発支援事業、 人材育成事業、 企業間交流事業、 新規企業育成事業、 相談事業及び 産業振興センター等施設管理事業を行う財団法人神戸市産業振興財団が神戸市の外郭団体として発足しました。その後、平成12年4月に専門家の活用を図るべく上記中小企業指導法が中小企業支援法に名称を変え、更に平成13年4月1日に財団が都道府県等中小企業支援センターとして指定されたことにより現在の中小企業支援センターが発足しました。

中小企業支援センター等事業の事業内容

財団法人神戸市産業振興財団寄附行為第1章総則第4条で当財団が行える寄附行為が規定されています。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市内産業の情報化の促進に関する事業
- (2) 市内産業の国際化及び技術開発の支援に関する事業
- (3) 市内産業の人材育成に関する事業
- (4) 企業間交流の促進に関する事業
- (5) 新規企業の育成に関する事業
- (6) 市内産業の振興のために必要な調査研究、経営・技術相談及び経営診断等に関する事業
- (7) 貿易及び投資の促進に関する事業
- (8) 神戸市産業振興センターの管理運営の受託に関する事業
- (9) 神戸ファッション美術館の管理運営の受託に関する事業
- (10) 神戸市ものづくり復興工場等の管理運営の受託に関する事業
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

このうち財団が中小企業支援センター等事業として行っているのは、上記規程の(1)から(6)までに係る寄附行為に関する事業であります。

財団と財団が行っているこれらの事業との係りについては多岐にわたっています。

財団が企画から管理・運営までを行い神戸市等から補助金を受領している自主事業、財団が神戸市の産業振興局等から受託料を頂戴し管理・運営を行っている事業、財団が企画から管理・運営までを

行い自主財源で行っている事業、及び神戸市から指定管理者として指定を受けて管理・運営している事業があります。

(2) 神戸市事務事業評価外部委員が平成 16 年度に実施した事務事業評価、平成 19 年度に行われた事務事業外部評価対象事業の見直し状況及び今後の方針の照会及び財団法人神戸市産業振興財団支援事業評価委員会委員による事業評価

(概要)

神戸市外郭団体経営評価委員による財団法人神戸市産業振興財団の調査(企画調整局)は平成 16 年度に神戸市の中期経営計画に基づいて外郭団体の評価としてなされています。

一方、財団が補助金事業として行っている事務事業の評価につきましては、「神戸市行政評価条例」及び「神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則」に基づいて平成 16 年度に実施されており、平成 19 年度に同見直し状況及び今後の方針の照会がなされています。

更に、財団の内部においても「財団法人神戸市産業振興財団支援事業評価委員会設置要綱」に基づいて特定支援事業等の事後評価が行われることになっています。

「神戸市行政評価条例」に基づく事務事業評価はかかる事務事業が「時代への適合性」「他の主体との補完の可能性」「効率性」及び「有効性」等の観点から事務事業評価を行うもので、平成 16 年度に中小企業振興センターとしての「中小企業支援事業」一般を対象に行われました。結果、「他の主体との補完の可能性」及び「有効性」につきまして「やや不適合」で見直し実施が必要とされ、平成 19 年度において見直し状況及び今後の方針の報告がなされました。

更に、財団の内部において、「神戸市産業振興センターに関するアンケートへのご記入のお願い」を来館者及び会館の利用者へ郵送によりアンケートを募集したものを集計したものを基礎に「財団法人神戸市産業振興財団支援事業評価委員会」が「特定支援事業等の事後評価」「同事業等全般に関する助言」及び「その他財団理事長が必要と認め審議する事項」の事務を行うことになっています。また、当該事務の一部を「企業ネットワークグループ支援等審査会」等の審査会等に行わせることができるものとなっています。

(監査手続)

各々の事業評価の報告書を査閲しました。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

平成 18 年度に関する支援事業等の事後評価等の事務は現在のところなされていません。上記「設置要綱」上、毎年一定時期に開催すべき条項はありませんが、市民の税金を投入して事業を行う限り適確・適正な評価はタイムリーになされるべきであります。また、この事後評価が簡単なアンケートを基礎にして行われている点、及び成果物たる事業評価に関する報告書も作成されていない点について改善すべきであると思われます。その際には、受託事業とすべきか否か、補助金事業とすべきか否か、神戸市が当該事業を直接行うべきか否かに関して不明確な点が多いため、明確にする必要があると思われます。

(3) 各種事業の検討

市内産業の情報化の促進に関する事業 (寄附行為第 4 条第 1 号)

(概要)

(A) 事業内容

事業の内容については、神戸市産業振興局が外郭団体に関する特別委員会資料として作成されている「平成 19 年度 財団法人 神戸市産業振興財団 事業概要 (以下、「平成 19 年度 事業概要」)」によれば以下の通りであります。

データベース、広報誌等により、情報収集・提供を行い、中小企業の経営支援を行った。

ア . 「神戸ものづくり企業情報」のインターネットによる発信

神戸の中小企業を対象に基本情報などを集めたデータベースを平成 17 年度に「神戸ものづくり企業情報」としてリニューアルしてインターネットで発信しており、1,032 社 (平成 19 年 3 月末現在) の企業情報を掲載している。

また、市内の中小製造業で優れた技術や製品づくりを行っている企業を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定している。平成 9 年度からインターネットを通じて認定企業の情報を発信しており、平成 18 年度は、新たに 7 社を認定した (認定企業数計 93 社)

なお、英文での情報発信も行っている (ものづくり企業情報 784 社、優れた技術 93 社)

イ . 商用データベースによる情報提供

日本最大の経済情報データベースである日経テレコンとオンライン接続し、企業情報・新聞記事・財務情報等を提供した。

ウ . 広報誌「KOBE E-Tips (コウベイーティップス)」の発行

神戸市産業振興局と連携し、市の産業振興施策の紹介や市内企業トップインタビュー、経

済に関する最新情報など、中小企業者だけでなく従業員や一般市民に産業振興施策を利用してもらえ、よりわかりやすくタイムリーな情報を掲載し発行した。

平成 17 年度からは、ドリームキャッチプロジェクトの認定ビジネスプランを照会するなど、挑戦意欲のある中小・ベンチャー企業の情報発信を強化した。平成 18 年度から紙面デザインを一新し、読者や関係各所からの注目度を向上させた。

- ・ 4 月・7 月・10 月・1 月発行（年 4 回）
- ・ 発行部数 20,000 部 / 回
- ・ 市営地下鉄全駅・新交通・神戸高速鉄道の各駅、区役所、図書館、公共施設、総合インフォメーション等で無料配布及び市内中小企業約 200 社に郵送。

エ．中小企業のインターネット活用支援事業

- ・ ホームページの運営

平成 17 年度のトップページのリニューアル後も、最新情報をはじめ、各ページの更新頻度を向上させ、セミナーやイベントの集客、制度の認知度も向上させた（平成 18 年度財団ホームページアクセス件数 3,381 千件）。

バナー広告掲載を継続し、引き続き財源確保にも努めた。

また、神戸ファッション美術館は、独自のホームページを作成しており、財団ホームページと相互にリンクさせている。

(B) 情報化促進事業収入及び事業支出の概要

情報化促進事業収入及び情報化促進事業支出の平成 15 年度からの推移は以下の通りとなっています。

ア．情報化促進事業収入

(単位:千円)

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	21,687	20,383	31,678	23,327
実績	20,344	20,726	29,884	20,762
差異(-)	1,343	343	1,794	2,565

イ．情報化促進事業支出

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	21,687	20,383	31,678	23,327
実績	20,344	20,726	29,884	20,762
差異(-)	1,343	343	1,794	2,565

なお、平成 18 年度の情報化促進事業につきましては、事業の全てが、財団が企画から管理運営を行い神戸市から補助金を受領している自主事業となっています。

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて情報化促進事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．「神戸ものづくり企業情報」のインターネットによる発信

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
「神戸ものづくり企業情報」の企業情報の掲載件数	974 (784)	974 (784)	1,024 (784)	1,032 (784)
「神戸発・優れた技術」の認定企業の情報発信企業数	79 (79)	82 (82)	90 (90)	93 (93)

(): 英文での情報発信件数

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は前者が 20 千円（同額の補助金収入）、後者が 2,301 千円となっています。

イ．商用データベースによる情報提供

平成 15 年度以降引き続き日経テレコンとオンライン接続し、企業情報等を神戸市民に提供できる機会を提供しています。

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 249 千円（同額の補助金収入）となっています。

ウ．広報誌「KOBE E-Tips」の発行

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
「KOBE E-Tips」の発行件数	80,000	80,000	80,000	80,000

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 2,277 千円（同額の補助金収入）となっています。

エ．中小企業のインターネット活用支援

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ホームページのアクセス件数	2,350	2,165	2,703	3,381

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 706 千円（同額の補助金収入）となっています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

上記（C）のように、インターネット上記載する企業数の増加及びホームページのアクセス件数の増加は、市内産業の情報化の促進に一定の成果が現れているものと認められ、ある程度の評価はできると考えられます。しかし、一方で、日経テレコンとのオンライン化については市内企業又は神戸市民に対しての情報提供という点で行っていると思われませんが、これが市内企業の情報化の促進にどのように貢献しているかは分かりにくく、神戸市民又は市内企業の産業の振興を行うためにかかるオンライン化がどの程度必要であるかにつき疑問の余地があります。

また、「KOBE E-Tips」について財団の方では、発行部数を例えば倍の 40,000 部に増やしたい、もっと目に付くところに置きたい、財団の事業等を紹介する広報誌ではなく情報誌としての位置づけにしたい等の希望を持っておられます。しかしながら、税金を投入する以上、そこには効率性や有効性の観点から発行する目的と発行した後の効果が客観的に計れることが必要であると思われま。更に、情報誌としての位置づけを行うならば、民間の情報誌のごとく原価回収ができるような方策を考えるべきであると考えます。

市内産業の国際化及び技術開発の支援に関する事業（寄附行為第4条第2号）

（概要）

（A）事業内容

事業内容については、「平成19年度 事業概要」によれば以下の通りであります。

中小企業の国際化の進展への対応、技術開発に対する支援のための事業を行った。

ア．国際化推進事業

国際的視点に立った経営情報提供の一環として ISO9001 及び ISO14001 の概要情報を提供し、中小企業への啓発を図った。

イ．技術開発支援事業

（ア）産学官技術フォーラム

産学官連携の促進を図り、イノベーションの創出を図ると同時に、地元中小製造業の具体的な取り組み等を紹介し、既存企業における“技術”の高度化を目指して、神戸高専を中心に基礎技術の理解と将来の技術者を養成するという人材育成を目的として実施した（参加者 300 人）。

（イ）神戸大学フォーラム

共同研究等産学連携事業を全国に発信する為、平成18年度には東京にて「神戸大学東京フェア」として開催した（参加者 400 人）。

（ウ）神戸リエゾンネットワーク構築事業

・神戸リエゾン・ラボの運営

中小企業が集積する神戸市ものづくり復興工場内に、平成13年度から大学等のサテライト研究室や中小企業共同研究所を設置し、産学交流による技術の高度化や企業間ネットワークによる共同開発の取り組みを支援することにより、神戸市ものづくり復興工場入居企業をはじめとした中小企業の活性化を図った。

設置 D棟 1F 1ユニット（70 m²） 神戸大学工学部

2F 5ユニット（350 m²）

（財）新産業創造研究機構 NIRO ものづくり試作開発支援センター

（財）神戸市産業振興財団、神戸市立工業高等専門学校
神戸芸術工科大学プロダクトデザイン学科
ものづくりインキュベーター室

- ・ セミナーの開催（5F セミナー室）

図面の見方セミナー、特許の基礎知識、工業デザイン塾等を開催した。

(B) 国際化・技術開発支援事業収入及び事業支出の概要

国際化・技術開発支援事業収入及び国際化・技術開発支援事業支出の平成 15 年度からの推移は以下の通りとなっています。

ア．国際化・技術開発支援事業収入

(単位:千円)

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	33,947	31,253	31,458	26,262
実績	30,686	32,316	27,201	32,944
差異(-)	3,261	1,063	4,257	6,682

イ．国際化・技術開発支援事業支出

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	33,947	31,253	31,458	26,262
実績	30,686	32,316	27,201	32,944
差異(-)	3,261	612	4,257	6,682

産学官技術フォーラムにつきましては神戸市から補助金を受領している財団の自主事業となり、神戸大学フォーラムにつきましては協賛のみで事業支出は生じておりません。その他の市内産業の国際化及び技術開発支援事業につきましては、神戸市からの補助事業及び受託事業であります。

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて国際化・技術開発支援事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．国際化推進事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ISO 概要情報の提供回数及び参加人員	1 回 109 名	1 回 66 名	1 回 71 名	なし なし

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 7,064 千円（補助金収入 4,712 千円、受益者負担金収入 2,352 千円）となっています。

イ．産学官技術フォーラム

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
産学官技術フォーラム の回数及び参加人員	1 回 400 名	1 回 400 名	1 回 300 名	1 回 300 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 86 千円（同額の補助金収入）となっています。

ウ．神戸大学フォーラム

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
神戸大学フォーラム の回数及び参加人員	1 回 1,000 名	1 回 1,000 名	1 回 1,500 名	1 回 400 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は、協賛のみで 0 円となっています。

エ．神戸リエゾン・ラボの運営

平成 13 年度より神戸市ものづくり復興工場内で神戸市の委託により神戸リエゾンネットワーク構築事業の一環として神戸リエゾン・ラボの運営を行っています。

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 12,230 千円（同額の受託事業収入）となっています。

オ．セミナーの開催

ものづくり復興工場の 5 階セミナー室で図面の見方セミナー他のセミナーを平成 17 年度から行っています。

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 721 千円（受託事業収入 266 千円、補助金収入 455 千円）となっています。

カ．その他

「平成 19 年度 事業概要」には記載されていない事業として、「HYOGO・KOBE 広域商談会」が中小企業販路開拓支援として行われています。

摘 要	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
「HYOGO・KOBE 広域商談会」の開催回数・受注企業・面談件数	1 回 96 社(132 名) 221 件	1 回 102 社(146 名) 246 件	2 回 178 社(232 名) 511 件

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 699 千円（同額の受託事業収入）となっています。

国際化支援事業として ISO 認証取得を図る市内中小事業者に対して専門家を派遣し、認証取得までコンサルティングにより支援する事業及び内部監査員養成を支援する事業がなされておられます。具体的には、専門家への謝金の 3 分の 2 相当額を財団が支援し、中小企業者にとってはコンサルタント経費が最高 320 千円軽減される仕組みになっています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

(A) 元々中小企業者が ISO を認証取得するのは得意先大手企業から ISO の認証取得を求められるためになされるのが理由であると思われます。果たして、ISO の認証取得を支援する事業が国際支援事業といえるのかに疑問の余地があります。

(B) 技術開発の支援事業として各種のフォーラムやセミナーの開催を実施されています。産業振興に対する寄与という点では一定の評価ができます。しかしながら、フォーラム・セミナーの開催はその効果の程度が予測困難なものと思われます。フォーラムの開催状況を見るとそれなりの規模で実施されたものと推測されます。フォーラムやセミナーのテーマが果たして主催者側が意図している技術開発の支援に沿うものか、主催者側の一方的なテーマになっていないか等についてよく見極める必要があるように思われます。

このために事前的にもかかるテーマが時宜や目的にかなっているかを検討するとともに、事後的にも参加者からアンケートを徴収しそれを分析する必要があると思われます。特に、平成 18 年度開催のフォーラム・セミナーにつきましては、参加者からのアンケートは採られ、集計まではなされていますが、分析と次年度のフォーラム・セミナーへのフィードバックがなされていません。財団が行う

事業の有効性や効率性を客観的に評価するうえでもそれは必要なことと思われま

市内産業の人材育成に関する事業（寄附行為第4条第3号）

（概要）

（A）事業の内容

事業の内容については、「平成19年度 事業概要」によれば以下の通りであります。

中小企業者の経営者・従業員を対象として、産業振興センターのソフトウェア研修室、会議室、ホール等を利用した研修、講演会、セミナーを開催し、中小企業の人材育成を支援した。

ア．ソフトウェア人材育成事業

市内中小企業の従業員を対象に、低廉な料金でのソフトウェアの各種研修を行った。

イ．人材育成・ICT化普及促進事業等

中小企業の経営者・従業員を対象に経営・技術に関するセミナー及び講座を開催した。

ウ．中小企業人材確保支援事業

兵庫県中小企業家同友会との共催により、平成18年度は大学等の卒業予定の学生を対象とした合同企業説明会を産業振興センターにおいて実施した。

エ．神戸マイスター制度

神戸マイスター制度は、市内はもとより全国的にも高い評価をもって通用する市内技術・技能者に対して神戸マイスターの称号を授与することにより、技術・技能者に対する社会的認知の向上、技術・技能者の励み、優れた技術・技能の継承・発展及び人材の育成を図ることを目的としている。

平成18年度は4職種・4名を神戸マイスターとして新たに認定した。神戸マイスターは平成5年度から認定しており、平成18年度の認定者を含め合計52職種・86名となった。神戸マイスターは業界研修の講師や学校におけるゲストティーチャーとしても活躍いただいている。

オ．ものづくりセンターの管理運営

ものづくりに関する情報発信拠点として、平成12年5月から「ものづくりセンター」の管理運営を行い、市内に蓄積されてきた人材・技術を紹介するとともに、業界の実施する後継者育成や研修事業による技術・技能伝承への支援を行っている。

ものづくりセンターでは、地場産業の「神戸洋服」・「神戸靴」・「神戸洋家具」の3つの業界と連携して「神戸ものづくり職人大学」を運営し、人材（後継者）育成を目的とする「職人養成コース」と、若年者を主とした一般の方にプロのものづくり技術に触れてもらう「職人体験コース」を開講した。併せて神戸マイスターを講師とした一般市民向けの「ものづくり体験教室」を実施し、ものづくりへの関心を高める事業を実施した。また、神戸工業高等専門学校（神戸工業）の学生等による神戸複合産業団地内の中小企業の工場見学会を実施した。

カ．ビジネススクール連携促進事業>神戸経営戦略外来

神戸大学大学院経営学研究科との連携により、同研究科事業創造戦略支援室等において経営戦略に関するアドバイスを神戸経営戦略外来として実施した（相談件数4件）

キ．神戸ブレイン研究支援事業

今後の神戸経済の発展に資することを目的として、若手研究者を対象とした神戸産業の振興に関する研究を公募し、その研究を支援した（認定2件）

(B) 人材育成事業収入及び事業支出の概要

人材育成事業収入及び人材育成事業支出の平成15年度からの推移は以下の通りとなります。

ア．人材育成事業収入

(単位:千円)

摘 要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算	45,888	44,877	41,505	44,222
実績	48,471	45,401	39,071	43,441
差異(-)	2,583	524	2,434	781

イ．人材育成事業支出

摘 要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算	45,888	44,877	41,505	44,222
実績	48,471	45,386	39,001	43,441
差異(-)	2,583	509	2,504	781

なお、ソフトウェア人材育成事業は株式会社エム・シー・アイに業務委託を行っていますが

業務委託料なしの事業となっています。人材育成・ICT化促進事業等につきましては神戸市から補助金を受領している財団の自主事業、中小企業人材確保支援事業につきましては財団の自主財源による事業、神戸マイスター制度につきましては一部財団の自主事業と神戸市からの受託事業、ものづくりセンターの管理運営につきましては神戸市からの受託事業、ビジネススクール連携促進事業（神戸戦略外来）につきましては神戸市から補助金を受領している財団の自主事業、神戸ブレイン研究支援事業につきましては財団の自主事業と一部が神戸市から補助金を受領している財団の自主事業となっています。

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて人材育成事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．ソフトウェア人材育成事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
ソフトウェア研修の 講座数及び受講者数	194 講座 2,532 名	225 講座 2,294 名	271 講座 2,777 名	257 講座 1,955 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は、研修を株式会社エム・シー・アイに委託していますが受講料収入は委託先（株式会社エム・シー・アイ）の収入となり委託料は支払っていませんので、0 円となっています。

イ．人材育成・ICT化普及促進事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経営・技術セミナー 等の講座数、開催数 及び受講者数	8 講座 21 回 473 名	10 講座 31 回 599 名	10 講座 31 回 783 名	13 講座 32 回 936 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 1,470 千円（同額の補助金収入）となっています。

ウ．中小企業人材確保支援事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合同企業説明会				
第 1 回参加企業及 参加学生数	10 社 144 名	12 社 151 名	19 社 132 名	27 社 93 名
第 2 回参加企業及 参加学生数	13 社 249 名	14 社 173 名	19 社 126 名	27 社 103 名
第 3 回参加企業及 参加学生数	- -	- -	- -	26 社 92 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 200 千円（同額の基本財産利息収入）となっています。

エ．神戸マイスター制度

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
神戸マイスター制 度の認定職種数及 び設定者（累計）	48 職 73 名	50 職 77 名	51 職 82 名	52 職 86 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 1,059 千円（受託事業収入 809 千円及び基本財産利息収入 250 千円）となっています。

神戸マイスターの認定者の処遇は、自己研鑽金として神戸市から 10 年間に亘って毎年 10 万円支給されることになっています。当財団では神戸マイスターの認定審査や業界研修の講師・学校へのゲストティーチャー派遣等のコーディネイトを神戸市より受託されておられます。

オ．ものづくりセンターの管理運営

摘 要		1期（H12～14）	2期（H15～17）	3期（H18～20） 受講中	
洋服	定員	9名	5名	8名	
	入学者数	6名	5名	8名	
	卒業生数	5名	5名	8名	
靴	定員	12名	12名	14名	
	入学者数	14名	9名	11名	
	卒業生数	11名	9名	10名	
家具	定員	8名	6名	6名	
	入学者数	9名	7名	6名	
	卒業生数	9名	6名	5名	
年 度		15	16	17	18
職人体験コース（平成18年度より開講）					19名
ものづくり体験教室					
	コース数	2コース	-	2コース	2コース
	受講者数	28人	-	24名	34名

当該事業による平成18年度の支出額（人件費は含まず）は17,233千円（同額の受託事業収入）となっています。

カ．ビジネススクール連携促進事業（神戸経営戦略外来）

摘 要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸経営戦略外来への相談件数	—	3件	7件	4件

当該事業による平成18年度の支出額（人件費は含まず）は572千円（補助金収入532千円と受益者負担金40千円）となっています。

キ．神戸ブレイン研究支援事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
神戸ブレイン研究 支援の認定件数	4 件	5 件	2 件	2 件

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 1,561 千円（基本財産利息収入 1,361 千円と補助金収入 200 千円）となっています。

ク．その他

国（経済産業省近畿経済産業局）からの受託事業として、中小企業新事業展開普及支援事業が行われ、各種のセミナー・研修会が実施されています（単年度事業）。

セミナー・研修名	回数	日数	参加者
ネットショップ	7 回	3 日	240 名
経営革新	2 回	2 日	130 名
新会社法	2 回	2 日	165 名
知的財産権（特許・実用新案）	2 回	2 日	74 名
知的財産権（著作・意匠権）	2 回	2 日	62 名
合計	15 回	11 日	671 名

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 3,706 千円（同額の受託事業収入）となっています。

また、直接の支援事業ではありませんが、ソフトウェア研修室の整備助成として 97 千円、ソフトウェア研修室の改修・パソコン購入として 1,199 千円を補助金収入として受領しています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

市内産業の人材育成に関する事業については前 2 事業に比して予算額も多く神戸市及び財団が市内産業の人材育成にかなりの力点が置かれておられるのが伺われます。しかしながら個々の事業を見ていきますと下記の通り、見直し、縮小又は廃止等を検討する必要のある事業も見られます。もっとも、

神戸市から委託されている事業については財団が主体的に見直し等を行うことは難しいことかもしれませんが、意見を神戸市に挙げることは可能だと思います。

(A) 神戸マイスターの現状は神戸マイスターの認定者が高齢化し、既に亡くなった者、仕事に就いていない者も認定者 86 名のうち 20 数名になっています。また、ゲストティーチャーへの協力、自己研鑽のために組織された「マイスター交流会」の活動低下も昨今見られるようになっていきます。自己研鑽金を支給されているマイスターも 28 名となり、認定者の過半数以下になっている今、制度自体を見直す時期に来ているものと思われまます。

(B) ものづくりセンターの管理運営としては、募集要項を見ますと、受講者は神戸市民に限定されることなく、また卒業後の進路も神戸市の企業に勤務する等の制約条項がありません。現在の受講生でも神戸市民以外（現在の受講生の 38% が市外の者）からも受講されています。広く神戸の地場産業の人材育成ということが主目的である以上、やる気のある者を広く受け入れることは是認されるものであると思われまます。しかしながら、現在のところ卒業生の就職進路等が把握されておられないところにつきましては、今後この事業の成否を問う際の指標となるものでありますから、それを把握すべきであると思われまます。第 4 期生の募集に当たっては当該大学の趣旨を再度見直し、例えば開講講座は 3 つの業界で良いのか、神戸市としてどの程度係るのか等上記の指標等を基にして検討すべきであると思われまます。

(C) 神戸経営戦略外来については、平成 18 年度の相談件数は上記 力の通り 4 件で受益者負担を除く補助金は 532 千円でした。これが有効性・経済性・効率性の観点から妥当なものか、今後この事業を行うかの検討が必要と思われまます。平成 18 年度までで累計 14 件の相談件数となっているが、相談企業がその相談に対して効果があったのか、その後の経営戦略の展開に役に立っているのか等的確に把握されていないように思われまます。事業の継続の検討にはこの指標が必要と思われまます。

(D) 神戸ブレイン研究支援事業については、平成 18 年度までで累計支援件数は 13 件になっています。支援助成金の費用の精算報告、支援を受けている研究の報告は適宜受けているようですが、平成 15 年度からスタートした神戸ブレイン研究支援事業の成果としては、残念ながら神戸市や財団の施策には採用されておられませんので、当該事業の有効性については疑問が残ります。

企業間交流の促進に関する事業（寄附行為第 4 条第 4 号）

（概要）

(A) 事業の内容

事業の内容については、「平成 19 年度 事業概要」によれば以下の通りであります。

ア．神戸生産技術研究会

中小企業の技術高度化を推進する方策の一つとして、機械金属加工関係の大手・中小企業

を中心に大学、大手企業研究所、公設試験研究機関等が加わった産・学・官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」を組織し、研究会、見学会等を通じて、技術交流を推進した。

(ア)会員	企業会員	38社
	学会員	8名
	特別会員	2名
(イ)活動内容	研究会	5回
	見学会	5回

イ．神戸商業経営研究会

神戸商業の活性化や人材育成を図る方策の一つとして、市内の若手商業者を中心に産学官で構成する「神戸商業経営研究会」を組織し、各回テーマを設定しゼミナール形式で商業経営を研究し交流を図った。

学会員 2名、特別会員 3名

- ・ キックオフセミナー テーマ「大好きなことをやってきただけ～カリスマパティシエが語る自分流ものづくり～」

参加者 60人

- ・ 第1ターム「行列のできる店づくり。予約のとれない店づくり～情報誌・情報サイトの制作者からみた魅力ある店舗と上手なSP(セールスプロモーション)の手法を学ぶ～」

参加者 40人(延 120人)全3回

ウ．神戸産学官交流会

産学官が連携して、企業の経営者と学識経験者との知識・情報・技術及び人材交流を促進し、地域産業の活性化を図ることを目的に、平成8年に神戸産学官交流会を設立した。

平成18年度は、講演会・工場見学会や交流会を実施した。

(ア)会員 企業会員 27名、学会員 1名、特別会員 3名

(イ)活動内容 定例会 12回、幹事会 2回等

(B) 企業間交流促進事業収入及び事業支出の概要

企業間交流促進事業収入及び企業間交流促進事業支出の平成15年度からの推移は以下の通り

となっています。

ア．企業間交流促進事業収入

(単位:千円)

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	17,915	16,486	16,358	18,695
実績	17,121	16,598	17,225	29,732
差異(-)	794	112	867	11,037

イ．企業間交流促進事業支出

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	17,915	16,486	16,358	18,695
実績	17,121	16,598	17,225	29,732
差異(-)	794	112	867	11,037

神戸生産技術研究会及び神戸産学官交流会につきましては、財団の自主財源による事業、神戸商業経営研究会につきましては神戸市から補助金を受領している自主事業となっています。

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて企業間交流促進事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．神戸生産技術研究会

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
会員数	企業会員	38 社	40 社	38 社	38 社
	学会会員	7 名	6 名	8 名	8 名
	特別会員	2 名	2 名	2 名	2 名
活動内容	研究会	4 回	5 回	5 回	5 回
	見学会	6 回	5 回	5 回	5 回

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 318 千円（同額の基本財産利息収入）となっています。

イ．神戸商業経営研究会

摘 要		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会員数	学会会員	3 名	2 名	2 名	2 名
	特別会員	3 名	3 名	3 名	3 名
セミナー (1 回コース)	参加人数			82 名	60 人
ターム (5 回コース)	第 1 ターム参加人数	延 135 名	延 100 名	延 115 名	延 120 名
	第 2 ターム参加人数	延 125 名			

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 442 千円（同額の補助金収入）となっています。

ウ．神戸産学官交流会

摘 要		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
会員数	企業会員	35 社	35 社	33 社	27 社
	学会会員	5 名	4 名	4 名	1 名
	特別会員	3 名	4 名	3 名	3 名
活動内容	定例会	12 回	12 回	12 回	12 回
	幹事会	2 回	2 回	2 回	2 回

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 343 千円（同額の基本財産利息収入）となっています。

エ．その他

平成 18 年度において独立行政法人中小企業基盤整備機構より「川上・川下ネットワーク構築事業」を受託されました。平成 18 年度の活動として、財団の既存プロジェクト・関係機関の特性を活かしたものづくり全般を対象とされ、地元信用金庫 8 庫と広域ベンチャーキャピタルとの連携を基に川上・川下のネットワーク構築事業を実施されました。実施の結果は以下の通りであります。

川上・川下フォーラム 川上企業 15 社、川下企業 8 社、地元信金 8 庫
シーズ・ニーズ調査 川上企業 100 社、川下企業 19 社

ものづくりマッチング事業 マッチング 10 件、新産業開発案件 6 件
商談会 約 20 件

当該事業による平成 18 年度の支出額(人件費は含まず)は 5,936 千円(同額の受託事業収入)となっています。

更に、国際生産加工研究会議協賛事業として、「神戸国際技術セミナー2006」のセミナーとそのセミナーに関連する工場見学会を実施されました(参加人数 300 名)。当該事業による平成 18 年度の支出額(人件費は含まず)は 904 千円(同額の補助金収入)となっています。

また、直接の企業間交流促進事業ではありませんが、施設管理課及びものづくり支援課への人材派遣がなされておられます。前者の平成 18 年度の支出額(人件費は含まず)は 4,586 千円(基本財産利息収入 3,536 千円、受託事業収入 1,050 千円)となっています。後者のそれは市派遣職員の育児休暇による補充のため 3,323 千円(同額の補助金収入)となっています。更にまた、ものづくり支援課への地元信用金庫職員の出向に係る旅費・超過勤務手当の財団負担分の 736 千円を補助金収入として受領しています。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

財団の設立目的でもある産・学・官の連携により産業振興を図るのには、当該企業間交流の促進に関する事業が有効な手段となると思われます。神戸生産技術研究会や神戸商業経営研究会を設け、研究会、見学会又はセミナーを開催されておられます。また、神戸産学官交流会を設け、定例会や幹事会を開催されておられます。しかしながら、これらの研究会や交流会がどれだけ産業振興に寄与しているのか客観的に判断しにくいものとなっています。一応、研究会やセミナー等の活動計画は幹事会等の会合により決定され、各活動の意義については検討されておられます。また、事後的にはアンケート等によりその活動の充実度を判定されておられますが、アンケート等が 2.3 年に一度しか実施されておらず、活動の充実度を積極的に判定しようとしているのか疑問が残ります。今後はこうしたアンケートの採り方、内容、実施時期及び分析を検討し、次の活動へのフィードバックとなるようなものにすべきであると思われます。

新規企業の育成に関する事業（寄附行為第4条第5号）

（概要）

（A）事業の内容

事業の内容については、「平成19年度 事業概要」によれば以下の通りであります。

ア．KOBE ドリームキャッチプロジェクトの推進

神戸市（産業振興局）において、神戸を拠点に起業，新分野進出，経営革新に取り組む中小企業を“挑戦企業”と位置づけ，新たな価値創造につながる多種多様な挑戦企業の自律的な取組みを総合的に支援する「神戸挑戦企業等総合支援事業」が創設された。これを受け，特に新規創業，新事業展開，第二創業に取り組む挑戦企業の発掘・育成を強化し，事業化を推進するため，当財団のネットワークを活用したワンストップの経営支援事業「KOBE ドリームキャッチプロジェクト」を実施した。

ビジネスプランの評価認定により，インキュベーション施設の提供，専門家によるプランのブラッシュアップ支援，積極的な広報支援，認定後のアフターフォローの実施のほか，関係機関と連携した販路開拓・資金調達支援など企業ニーズに応じた事業化支援の提供と拡充を図った。

	内 容	応募総数	X - KOBE (エクスコウベ)	N - KOBE (ネクスコウベ)	左記認定以外の条件付認定
			事業成立可能性の高いBP	事業成立可能性のあるBP	オフィス支援限定
18年度	第4回応募	73件	8件	20件	20件
	第3回認定	74件	5件	20件	23件
17年度	第2回認定	78件	8件	21件	22件
	第1回認定	65件	7件	20件	21件
	計	290件	28件	81件	86件

イ．インキュベーション施設の提供

平成17年度より入居企業の募集は「KOBE ドリームキャッチプロジェクト」による年2回の公募とし，神戸ビジネスプラン評価委員会が入居審査機能を担うことに改めた。

（ア）企業育成室

創業期（第二創業含む）のベンチャー・中小企業の育成支援を図るため，「企業育成室」（10室）を設け，平成5年度から低兼なスペースとして提供している。平成18年度はX - KOBE 認定3社，N - KOBE 認定1社が新たに入居した。

(イ) SOHO プラザ / KIC

産業振興センター内に、SOHO 事業者や創業者に対して育成支援を行うため、SOHO プラザ / KIC を設置し、平成 13 年度低廉な事務ブースとして起業家向け「創業準備オフィス(13ブース)」、平成 15 年度創業準備後の起業家向け「スモールオフィス(12室)」を設け「企業育成室」と一体となって企業の成長に応じた施設の提供とソフト支援を行った。

(a) 創業準備オフィス

平成 18 年度は N - KOBE 認定 4 社が新たに入居した。

(b) スモールオフィス

創業準備オフィスから企業育成室へ至るまでの中間施設の充実を図った。「スモールオフィス」に対する企業の高いニーズを踏えて、平成 17 年 8 月に増設し、平成 18 年度は N - KOBE 認定 10 社が新たに入居した。

(c) ビジネススクール連携促進事業>神戸経営戦略外来(再掲)

神戸大学大学院経営学研究科との連携により、同研究事業創造戦略支援室等において経営戦略に関するアドバイスを神戸経営戦略外来として実施した(相談件数 4 件)。

(ウ) 起業家育成システムの運営

ひょうご産業活性化センター、神戸商工会議所等と共同で「起業家育成システム」を運営し、創業から投資家等との出会いの場を提供するまで一貫した総合的支援を実施した。18 年度は、起業家育成システムの中で、専門家による事業化コンサルティングを 1 名に行い「ひょうごベンチャー・マーケット」には、ドリームキャッチプロジェクト認定企業 13 社の発表推薦を行った(発表企業 27 社のうち、認定企業 10 社)。

(エ) 神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合への参画

成長性の高い企業に対する資金供給と育成支援を通じて、新産業の創出・中小企業の活性化を促進するため、神戸市に本支店を置く全ての信用金庫、信金中央金庫、民間投資会社とともに地域密着型ベンチャーファンド「神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合」を設立し、有限責任組合員として参画した。

- ・ ファンド総額は 11 億 2,000 万円(平成 17 年 12 月 27 日までに増資。平成 17 年 8 月 4 日設立当初は 5 億 3,000 万円)で、うち財団の出資約束金額は H E R O 解散に伴う寄付金 3,000 万円。
- ・ 平成 18 年度投資実績 : 10 社(うち追加投資 4 社) 2 億 8,527 万円
- ・ 平成 18 年度末投資累計 : 18 社(うち追加投資 4 社) 5 億 2,312 万円

(オ) スクラムベンチャー支援事業

市内インキュベータ支援機関、中小企業支援機関との連携のもと、インキュベーション入居・卒業企業を中心に、事業提携・販路開拓等を目的とした「神戸ベンチャービジネス商談会」を開催し、新たな連携を通じてベンチャー企業の成長促進、ニュービジネスの創造を図った。

- ・ 商談会参加企業 54 社
- ・ プレゼンテーション発表企業 34 社
- 参加人数 169 人
- ・ 交流会参加人数 67 人

(B) 新規育成事業収入及び事業支出の概要

ア．新規育成事業収入

(単位:千円)

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	61,592	61,449	90,217	121,760
実績	58,492	60,725	91,189	102,061
差異(-)	3,100	724	371	19,699

イ．新規育成事業支出

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
予算	61,592	61,449	90,217	121,760
実績	58,492	60,725	91,189	94,346
差異(-)	3,100	724	371	14,114

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて新規育成事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．KOBE ドリームキャッチプロジェクトの推進

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
応募総数	-	-	143 件	147 件
X - KOBE (事業成立可能性の高いビジネスプラン)	-	-	15 件	13 件
N - KOBE (事業成立可能性のあるビジネスプラン)	-	-	41 件	40 件
上記認定以外の条件付認定 (オフィス支援限定)	-	-	43 件	43 件

当該事業による平成 18 年度の支出額 (人件費は含まず) は 17,725 千円 (同額の補助金収入) となっています。

新規、第 2 創業を思考する個人・企業を対象にそのビジネスプランを評価委員会で評価し支援先を決定しているが、年間約 150 件の募集にたいし 50 件程度認定されています (X-KOBE 及び N-KOBE)。

過去 5 回 (平成 17 年度 2 回、平成 18 年度 2 回及び平成 19 年度 1 回) の実績をみると、応募者数は横ばいながら認定数は減少傾向にあります。因みに、X - KOBE 認定割合は平成 19 年度第 1 回では 3% にすぎず、70% 以上が単なる家賃補助ないしまったくの対象外という結果になっています。

イ．企業育成室

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
企業育成室	10 室	10 室	10 室	10 室
内、利用済オフィス状況	10 室	10 室	8 室	10 室

当該事業による平成 18 年度の支出額 (人件費は含まず) は 16,006 千円 (同額の補助金収入) となっています。

ウ．SOHO プラザ / KIC

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
創業準備オフィス	13 ブース	13 ブース	13 ブース	13 ブース
内、利用済オフィス状況	13 ブース	13 ブース	10 ブース	4 ブース
スモールオフィス	4 室	4 室	12 室	12 室
内、利用済オフィス状況	4 室	4 室	12 室	9 室

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 732 千円（同額の補助金収入）となっています。

エ．起業家育成システムの運営

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
専門家による事業化コンサルティング	-	6 名	6 名	1 名
ひょうごベンチャー・マーケットに発表推薦したドリームキャッチプロジェクト認定企業数	-	-	11 社	13 社

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 150 千円（同額の補助金収入）となっています。

オ．神戸ベンチャー育成投資有限責任組合への参画

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
出資額	-	-	30 百万円	30 百万円
ファンド総額	-	-	1,120 百万円	1,120 百万円
投資実績	-	-	237 百万円	285 百万円
	(-)	(-)	(8 社)	(10 社)
投資累計	-	-	237 百万円	523 百万円
	(-)	(-)	(8 社)	(18 社)

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は一般会計より 15,000 千円（基本財産運用収入 7,714 千円、一般会計の前期繰越収支差額 5,786 千円と特別会計よりの繰入金収入 1,500 千円）となっています。

カ．スクラムベンチャー支援事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
商談会参加企業	-	-	49 社	54 社
プレゼンテーション発表企業	-	-	22 社	34 社
プレゼンテーション参加人数	-	-	135 人	169 人
交流会参加人数	-	-	121 人	67 人

当該事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 324 千円（同額の補助金収入）となっています。

キ．その他の事業

「くつのまちながた神戸（株）」に対する補助金が平成 18 年度 25,000 千円支出されています（同額の補助金収入）。

新規企業育成補助金事業平成 18 年度予算 25,000 千円が支出されている「くつのまちながた神戸（株）」に対する補助金は、事業計画に全く記載がないが「新規企業の育成に関する事業」として毎年度実行されています。

過去 25,000～31,000 千円の支援がおこなわれてきました。（下記参照）さらに、平成 18 年度 25,000 千円に対し平成 19 年度は平成 28,000 千円に増額しています。平成 19 年度までの累計額は 219,000 千円に達しています。

この補助金は、震災後建設されたテナントビルの維持費の補填に使われています。

（単位：百万円）

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	累計
支出額	30	31	30	25	25	25	25	28	219

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

(A) KOBE ドリームキャッチプロジェクト

ドリームキャッチプロジェクトは当センターの主力事業と位置づけられています。3 年目で知名度が低いこともありますが、資金計画書、事業計画書、税務申告書、ビジネスプランなど応募手続きの煩雑さにくらべ認定結果のメリットが大きくないので、今のままでは X-KOBE, N-KOBE とともに伸び悩むことと予想されます。

中小企業・個人のさらに底辺の数多い零細事業者はビジネスプランを作る力などなく、書類を作る時間があつたら製品作りに励むことを優先させることとなるでしょう。面接日の様子を見ると応募者には「モノづくり」風の人は見かけられず、スーツに身を固めた若いベンチャー経営者風の人や女性応募者が面接の中心のように拝見されました。

結局、現行では支援の対象はおのずと限られてくるのではないのでしょうか。かかる書類が作れない事業者の支援は公的資金の投入という点から難しいかもしれませんが、当プロジェクトは直接的な公的資金の大きな投入はないことを考えれば、ハードルを引き下げて対象範囲を広げ、手続きを簡易にしたうえ、零細企業も受け入れたり、応募だけでなく財団からの働きかけによる中堅法人、大手請協力会社なども対象に取り込んだりするぐらいの積極性が必要ではないかと思われます。

(B) インキュベーション施設の提供

企業育成室は40～80㎡あり、一定の面積が確保されているため、月6,000円/坪という相場の1/2という安価とコピー機等の設置および仲間との情報交換のメリットがあり、常に満床となっています。他方、3㎡の創業準備室や10㎡のスモールオフィスは空きが発生しやすい。

ドリームキャッチプロジェクトの支援のひとつとしての位置づけとして意味があるとしていますが、かかる事務所環境で展開できる事業はIT、ソフト、卸業などがざられておりむしろ、企業育成室のような適当な広さのブースを3年という短期間ではなく、5年くらいの期間活用させないと事業化に時間がかかる昨今、広い分野での中小企業を対象とした施策に結びつかないのではないのでしょうか。

(C) くつのまちながた神戸株式会社への補助金

12年度から始まった補助事業について平成19年度にいたるまで、支出予算規模が特に大きいものにもかかわらず事業計画書にまったく記載されておらず、説明もありません。ドリームキャッチ事業や専門家派遣事業では、50万円未満の小さな補助事業に対しても事前計画や事後実績報告を詳細に求めているのに、25,000千円の当該事業は賃料計算書が提出されているだけです。計画に対する審査、実績に対しいずれも補助金の執行者である当財団で詳細な吟味が行われているとは思われません。

神戸市が47.1%を出資しており、中小企業基盤整備機構も47.1%出資しています。毎期2,000万円以上の赤字決算を続けており、繰越欠損金も平成19年3月期で9億円となっており、回復の兆しは見えてきません。

また、他の事業においては評価委員会など、外部に委託してまで計画予算を吟味しているのに、一方で阪神大震災の被災地だからといって、震災から13年も経過しなお、このように特定

の一企業に漫然と補助金を支出し続けるような印象を与える事務執行は「効率性」「有効性」以前の事実として市民の理解が得られるものではありません。

この事業については、事業の開示、計画の吟味、廃止も含め検討すべきです。

市内産業の振興のために必要な調査研究、経営・技術相談及び経営診断等に関する事業（寄附行為第4条第6号）

（概要）

（A）事業の内容

事業の内容については、「平成19年度 事業概要」によれば以下の通りであります。

ア．相談事業

中小企業の経営・技術を側面から支援するため、経営相談・技術相談を行うとともに必要に応じて専門家（中小企業診断士、技術士等）による相談を実施した。

平成15年2月から当財団の相談業務コーナーを1階に移転し、さらに平成16年度から神戸商工会議所の中央支部を産業振興センターに誘致し、相談窓口を統合し、ワンストップ機能の一層の充実を図っている。

また、「雇用情報コーナー」（サンパル2階）では、市内の公共職業安定所と連携をとりながら、求人・求職情報を提供することにより、企業の人材確保に努めた。

（ア）相談コーナー

制度融資、経営（開業、取引、労務等）に関する相談に応じた。

（イ）神戸リエゾン・ラボ相談コーナー

神戸市ものづくり復興工場で入居企業をはじめとする中小企業の経営・技術相談に応じた。

（ウ）雇用情報コーナー

市内求人情報の掲示・提供を行うとともに、雇用対策のための企業に対する各種助成制度について相談に応じた。

イ．専門家派遣事業

中小企業に対して専門家を派遣し、経営・技術・情報等に関する課題解決を支援した。

新規創業者、商店・工場等個別企業に対する専門家派遣では、創業や新製品開発等の経営革新など経営向上への取り組みを支援した。また、中小企業団体に対する専門家派遣では、まちづくりと並行した商店街・小売市場の活性化や新たな企業間ネットワークの構築など、連携活動に対する取り組みを支援した。

・平成18年度派遣企業数	合計	76件
経営革新		33件
商業まちづくり		13件(団体)
食の神戸		14件
製造業ネットワーク		1件(団体)
ISO		15件

ウ.「食の神戸」起業家等支援事業

新長田駅南の再開発事業区域に設置された「アスタ・キッチンスタジオ」を拠点に、調理専門学校との学官連携により飲食業・食品小売業等を対象に、飲食店開業セミナーの開催及び専門家派遣による「独立開業・起業」の支援や「新メニュー・新商品開発」等の支援を行った。

平成18年度実績

セミナー	(入門編)参加者	22名
〃	(実践編)参加者	15名
専門家派遣		14件(再掲)

(B) 経営・技術相談事業収入及び事業支出の概要

ア. 経営・技術相談事業収入 (単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算	187,158	153,748	160,694	153,297
実績	175,717	150,837	149,140	152,842
差異(-)	11,441	2,911	11,554	455

イ. 経営・技術相談事業支出 (単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算	187,158	153,748	160,694	153,297
実績	175,717	150,837	151,640	152,668
差異(-)	11,441	2,911	9,054	629

(C) 事業実施の状況

「平成 19 年度 事業概要」に基づいて新規育成事業として行った各事業の実施状況を平成 15 年度から見ていけば以下のようになっています。

ア．相談事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相談コーナー（注）				
制度融資相談	17,629 件	18,412 件	16,200 件	15,117 件
財団受付	17,629 件	7,797 件	6,284 件	5,685 件
商工会議所受付	-	10,615 件	9,916 件	9,432 件
経営相談	98 件	3,347 件	2,686 件	2,385 件
財団受付	98 件	-	-	-
商工会議所受付	-	3,347 件	2,686 件	2,385 件
神戸リエゾン・ラボ相談コーナー				
相談件数	172 件	165 件	629 件	1,066 件
雇用情報コーナー				
雇用相談（求人）	101 件	119 件	72 件	60 件
職業相談（求職）	6,243 件	5,609 件	3,935 件	3,482 件
求人情報の提供	3,213 件	4,322 件	3,873 件	2,563 件

（注）平成 16 年度より神戸商工会議所の中央支部を産業振興センターに誘致し、相談窓口を統合され、ワンストップ機能の一層の充実が図られています。

イ．専門家派遣事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
派遣企業数合計	89 件	75 件	69 件	76 件
経営革新	57 件	35 件	34 件	33 件
食の神戸	-	13 件	12 件	14 件
ISO	17 件	15 件	13 件	15 件
商業まちづくり	7 件 (団体)	10 件 (団体)	8 件 (団体)	13 件 (団体)
製造業ネットワーク	8 件 (団体)	2 件 (団体)	2 件 (団体)	1 件 (団体)

中小企業指導法から中小企業支援法へ変わり、旧診断指導事業を新しくし、平成 13 年度より財団の事業として「専門家派遣事業」を実施しています。経営改善や技術革新、商店街・小売市場の活性化、創業期のベンチャー等に専門家を派遣し支援しています。予算の財源は平成 17 年度まで一般財源と特定財源が半々でありましたが、平成 18 年度から一般財源のみとなっています。

専門家派遣は大きく分けると製造企業と商業、商業組合団体とに対象が分かります。前者には ISO 認証業務支援が含まれています。いずれも 10 年以上社歴のある、いわゆる、中堅企業であり前項で対象とした創業間もない小企業ではなく、ヒト、モノ、カネの面でも充実している、支援の効果が容易に発揮される組織を持っています。

したがって、この事業は「神戸の中小企業に元気になってもらい、雇用を創り出す」効果が短期間で期待できるプロジェクトといえるものです。

専門家は中小企業診断士が大部分で、社会保険労務士、技術士、商業コンサルタントなどとなっています。毎年 200 名程度が登録していますが、派遣される専門家は平成 18 年度実績で技術支援 26 名、ISO 支援 13 名、商業団体支援 9 名、商業企業支援 2 名の計 50 名程度で、しかも同じ顔ぶれの専門家が重複して派遣されていることが目に付きます。

事業の主導権が依頼者側にあるためか支援報告の結果は依頼者に大変高く評価されているものとなっているケースが大部分となっています。

ある程度成長した中堅企業を支援するこの「専門家派遣事業」は、財団の効果と費用を勘案した場合、財団の目的達成の効率性の点で創業間もない新規小企業支援事業以上の結果が期待できるものといえるでしょう。

ウ.「食の神戸」起業家等支援事業

摘 要	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
セミナー参加者				
入門編	-	24 名	19 名	22 名
実践編	-	-	20 名	15 名
専門家派遣	-	13 件	12 件	14 件

ア、イ、ウの各事業による平成 18 年度の支出額（人件費は含まず）は 60,082 千円（補助金収入 49,319 千円、受託事業収入 4,888 千円、受益者負担収入 5,575 千円、基本財産利息収入 300 千円）となっています。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

事業効果は前述したように力のある中堅企業を対象に適材な専門家が派遣され、評価点も高く、継続を希望される方も多く、事業効果はあると思われませんが、別の捉え方からすれば、最初から関係者であった専門家と企業が専門家報酬の 2/3 を神戸市に負担してもらうためにこの事業を活用したのではないかと考えられます。創業間もない企業と違い自己主張する、社歴の古い中堅企業と財団職員に不得手な専門家の力量判断を考えると、専門家が偏った派遣になるのは致し方ない点もありますが、一企業の専門家報酬の一部を税金で負担しているだけ、とならないよう、財団にいま少し主体性のある専門家選定（商業では財団の経験が蓄積された結果約 50%の選定率となっている）ができるよう登録専門家の力量把握と職員のノウハウの蓄積に力を入れるべきです。

2. 神戸市産業振興センターの管理運営に関する事業

神戸市産業振興センターは中小企業支援センター等事業に基づき、起業家向け創業準備オフィス、創業準備後の起業家向けスモールオフィスを SOHO プラザ/KIC 内に設置するほか、ベンチャー企業向け企業育成室を設置し、低廉な事業スペースの提供をしています。

また、中小企業支援を目的とした貸ホール、展示場、会議室の貸付を利用しやすい料金で行っています。

さらに 1 階には喫茶、10 階にはレストランやレセプションルームを備えています。

以下では、各業務について検討していきます。

(1) センターの維持管理業務

(概要)

清掃業務委託

本施設の清掃業務を(株)竹部研装社が受託しています。

平成 17 年度、平成 18 年度とも 18,648 千円 / 年であり、この他、物品賃貸借 248,220 円、消臭・芳香器の賃貸借 211,680 円あります。

警備業務委託

(A) 有人警備

新日本警備(株)に対して平成 17 年度、平成 18 年度とも 17,676 千円支出されています。

(B) 無人(機械警備)

セコムに 2,322,180 円支出されています。

貸館業務委託

神戸ビル管理(株)が 23,940,000 円で受託されています。

事務のフローは次のとおりであります。

1F 受付にて使用許可申請書を記入し入金(民間は前納)

窓口入金をみなと銀行に預入

翌月 10 日に神戸市に支払

平成 20 年度以後は Web 上で会議室やホール等の空き状況を確認し、仮予約まで可能となりますが、やはり当日までに窓口受付を利用者はしなければなりません。現状、現金をガードマン同行で預入をされていますが、せっかく Web を開設するのですから、利用者サービスの観点から Web で本申込まで受付、入金は前日までの銀行振込にするかインターネットバンキングとリンクさせるなどの配慮が欲しいところであります。

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

監査の意見として特記すべき事項はありません。

(2) テナント管理業務

(概要)

中小企業サポートオフィス

(A) 日本トラストファンド

年 4 回ベンチャー企業向けのセミナーを実施していたが平成 19 年 3 月で退去しています。

現在、新規募集中です。

セミナー以外にどのような中小企業のサポートサービスを提供するのか不明確です。

(B) フューチャーベンチャーキャピタル (FVC)

8 信用金庫、FVC、信金中金及び財団で 11 億円のファンドを組成し、現在までに 8 億円を投資しています。

企業育成室

創業期のベンチャー・中小企業等の育成支援を図るため、「起業育成室」(10 室)を設け、平成 5 年度から低廉な事業スペースとして提供している。平成 18 年度は、X - KOBE 認定 3 社、N - KOBE 認定 1 社が新たに入居しました。

入居者審査はドリームキャッチ評価委員会 (10 名程度の委員) が事実上行っています。

応募企業のニーズは広報、販路開拓及び資金調達へのアドバイスを求めています。こうしたニーズのため中小企業診断士が 3 ヶ月に 1 回訪問して支援をしています。

現在の入居企業は以下のとおりです。

- | | |
|------------|-----|
| ・ ソフトウェア業 | 6 社 |
| ・ 卸売業及び小売業 | 1 社 |
| ・ サービス業 | 2 社 |
| ・ 製造業 | 3 社 |

また、支援の成果は次のとおりです。

・ 企業育成室入居・卒業企業の経済効果

平成 14 年 6 月現在 売上額合計約 61 億 1,200 万円、市内総雇用数 約 310 名

平成 15 年 7 月現在 売上額合計約 65 億 6,100 万円、市内総雇用数 約 277 名

平成 16 年 7 月現在 売上額合計約 70 億 4,900 万円、市内総雇用数 約 345 名

平成 17 年 7 月現在 売上額合計約 72 億 8,200 万円、市内総雇用数 約 352 名

平成 18 年 7 月現在 売上額合計約 75 億 900 万円、市内総雇用数 約 418 名

平成 19 年 7 月現在 売上額合計約 91 億 1,100 万円、市内総雇用数 約 360 名

・ 卒業企業 36 社（平成 19 年 8 月現在）

本社所在地（神戸市内 27 社、市外 9 社）

SOHO プラザ

神戸市内への SOHO 事業者の集積による新産業創出と神戸経済の活性化を目的に、低廉なオフィスの提供と経営相談、交流会やネットワークづくりの支援等を行い、育成を図っています。

平成 13 年度に神戸市産業振興センター内に創業準備オフィスを開設し、創業を支援しています。

平成 19 年度からは、SOHO プラザ活性化のため 2 つの事業をスタートさせます。ビジネスプランを有する起業家に重点を置き、ブラッシュアップに役立つノウハウを提供する基調講座と、専門家や経営者からの個別アドバイスをセットにした「ビジネスプラン ブラッシュアップ講座」を開催します（一般参加可。毎月第 3 金曜日開催）。また創業準備オフィスの一部を随時募集し、起業家の集積を進めています。

SOHO プラザ / KIC 入居者の支援効果（平成 19 年 8 月現在）

- ・ 総事業者数 81 事業者（内卒業生 70 社、入居中 11 社。但し育成室ステップアップ企業 2 社は育成室卒業企業として集計されているため、重複を避けるため本総事業者数には含まれていない。）
- ・ 女性起業家 16 名、学生起業家 3 名
- ・ 卒業後も事業継続者、65 人（市内 55 人、市外 10 人）断念・不明者 5 人
- ・ 事業継続者で他の事務所を備えている者 43 名、自宅を拠点に継続している者 22 名
- ・ 新規雇用者数 16 年度 26 名、17 年度 46 名、18 年度 22 名
- ・ NECCS 投資 1 社
- ・ 法人化 23 社
- ・ ベンチャーマーケット発表 4 名
- ・ 兵庫県新規事業開発補助事業（生活・サービス産業創出支援事業）認定 1 社
（生活・サービス産業創出支援事業）「支援ネット枠」認定 2 件
- ・ 国際フロンティア産業メッセ 2005 神戸中小企業ものづくり展（8/4・5 入居者 7 社出展）

雇用創出数 但し創業準備オフィス、スモールオフィスの卒業者も含む（把握可能な範囲で）

時 期	雇用数
平成 16 年 1 月現在	58 名
平成 16 年 7 月現在	75 名
平成 17 年 7 月現在	100 名
平成 17 年 10 月現在	101 名
平成 18 年 7 月現在	129 名
平成 18 年 10 月現在	137 名
平成 18 年 12 月現在	145 名
平成 19 年 7 月現在	139 名
平成 19 年 8 月現在	144 名

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

SOHO プラザへの入居はビジネスプランの提出のみで認められており、企業育成室と比べてハードルが低くバランスの悪いものとなっています。単なる貸しビル業ではありませんので SOHO プラザから企業育成室にステップアップ出来る措置は現状あるものと思いますが、より実効性のある仕組み作りが必要と思われます。

（3）レストラン・喫茶

（概要）

レストラン（10F） 喫茶（1F）については財団が神戸市から使用許可を受けた上で平成 17 年度よりアクティオ株式会社と飲食サービス業務委託契約を締結しています。

飲食サービス業務委託契約によるとアクティオの年間売上高が 1,3 億円を超えるとその 1%、1,5 億円を超えるとその 2%をアクティオは財団に支払ういわばインセンティブがあります。

飲食サービス売上額（平成 18 年度）

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
レストラン	minato	1,662	2,190	2,173	2,734	1,714	1,827	1,613	2,961	2,735	2,670	2,978	3,842	29,105
	交流サロン	223	238	535	231	465	434	178	559	506	108	400	401	4,373
	レセプションルーム	2,200	2,629	2,388	2,399	1,688	1,190	2,024	2,239	2,240	2,758	2,846	3,093	27,501
	コーヒー出前	201	321	384	236	81	194	221	188	150	114	249	358	2,704
喫茶	弁当	913	645	302	660	239	297	697	413	442	199	1,170	518	6,499
喫茶	i カフェ	603	599	669	695	458	510	520	550	383	468	586	541	6,588
設	営費	0	42	64	47	136	21	39	101	123	50	337	306	1,271
小	計	5,804	6,667	6,518	7,006	4,785	4,476	5,295	7,014	6,672	6,371	8,369	9,062	78,044
消	費税	290	333	325	350	239	223	264	350	333	318	418	453	3,902
合	計	6,094	7,001	6,844	7,356	5,024	4,699	5,560	7,365	7,006	6,690	8,788	9,515	81,946

（監査の結果）

財団はアクティオ㈱から使用料として月 1,620 円 / m²、共益費として月 1,026 円 / m²を徴収していますが、これらを何ら利益の上乗せをせずに神戸市に対して支払をされています。

様々な管理業務を財団は行っており利益が財団に発生しない理由を明らかにする必要があります。

また神戸市に支払う使用料は長年見直しされていないため、経済環境の変化に臨機応変に対応するためには普通財産へ変更することも神戸市と協議すべきです。

（監査の意見）

上表のとおり、インセンティブを財団が得るのは相当ハードルが高いため、レストラン・喫茶については事業の再評価を検討する必要があると考えます。

また最近、空いている日の有効利用として婚礼の後の 2 次会等のニーズによりレセプションルームでの売上が増加しており、月によってはレストランの売上を上回ることもありますが、本施設は中小企業の支援施設であることから本来の稼働率上昇のための対策を検討すべきです。

（４）会議室等貸館業務

（概要）

運営の概要

会議室等の貸館は使用許可の形式を採り運営経費は 165,222,000 円（うち光熱費 53,000,000 円）で固定されています。

神戸市産業振興センター利用率の推移（平成 18 年度）

月	4月 件数 率	5月 件数 率	6月 件数 率	7月 件数 率	8月 件数 率	9月 件数 率	10月 件数 率	11月 件数 率	12月 件数 率	1月 件数 率	2月 件数 率	3月 件数 率	合計 件数 率	
展示場	20 22.2	41 44.1	45 50.0	43 46.2	15 16.1	43 47.3	36 38.7	47 52.2	16 19.0	14 16.7	50 59.5	17 18.3	387 35.9	
ホール	47 52.2	41 44.1	50 55.6	67 72.0	48 51.6	46 51.1	50 53.8	53 58.9	29 34.5	49 58.3	50 59.5	55 59.1	585 54.3	
レブション1001	15 16.7	13 14.0	15 16.7	19 20.4	12 12.9	9 10.0	14 15.1	31 34.4	19 22.6	24 28.6	31 36.9	23 24.7	225 20.9	
レブション1002	24 26.7	18 19.4	25 27.8	30 32.3	15 16.1	14 15.6	27 29.0	40 44.4	25 29.8	28 33.3	39 46.4	31 33.3	316 29.3	
レブション小計	39 21.7	31 16.7	40 22.2	49 26.3	27 14.5	23 12.8	41 22.0	71 39.4	44 26.2	52 31.0	70 41.7	54 29.0	541 25.1	
会議室	801	30 33.3	23 24.7	36 40.0	31 33.3	22 23.7	23 31.1	23 24.7	26 28.9	22 26.2	18 21.4	25 29.8	36 38.7	320 29.7
	801	49 54.4	44 47.3	50 55.6	53 57.0	39 41.9	46 51.1	51 54.8	47 52.2	48 57.1	30 35.7	50 59.5	52 55.9	559 51.9
	802	65 72.2	57 61.3	58 64.4	66 71.0	51 54.8	51 64.4	58 51.6	48 62.2	56 66.7	34 40.5	51 60.7	59 63.4	659 61.2
	803	61 67.8	39 41.9	61 67.8	51 54.8	31 33.3	46 51.1	46 49.5	50 55.6	37 44.0	29 27.4	53 63.1	52 55.9	550 51.1
	804	63 70.0	61 65.6	61 67.8	69 74.2	61 65.6	63 70.0	67 72.0	74 82.2	59 70.2	60 71.4	62 73.8	64 68.8	764 70.9
	901	41 45.6	59 63.4	57 63.3	49 52.7	41 44.1	47 52.2	46 49.5	52 57.8	27 32.1	35 41.7	57 67.9	56 60.2	567 52.6
	902	59 65.6	56 60.2	63 70.0	67 72.0	63 67.7	57 63.3	57 61.3	66 73.3	47 56.0	39 46.4	63 75.0	56 60.2	693 64.3
	903	57 63.3	44 47.3	61 67.8	59 63.4	59 63.4	46 51.1	54 58.1	60 66.7	40 47.6	42 50.0	52 61.9	51 54.8	625 58.0
	904	57 63.3	52 55.9	59 65.6	66 71.0	40 43.0	47 52.2	47 50.5	58 64.4	39 46.4	36 42.9	56 66.7	47 50.5	604 56.1
	905	55 61.1	52 55.0	56 62.2	58 62.4	35 37.6	46 51.1	45 48.4	51 56.7	35 41.7	34 40.5	53 63.1	52 55.9	572 53.1
	906	56 62.2	57 61.3	72 80.0	54 58.1	53 57.0	54 60.0	58 60.2	61 67.8	44 52.4	40 47.6	61 72.6	58 62.4	666 61.8
	会議室小計	593 59.9	544 53.2	634 64.0	623 60.9	495 48.4	538 54.3	540 52.8	601 60.7	454 49.1	391 42.3	583 63.1	593 57.0	6579 55.5
合計	699 51.8	657 47.1	769 57.0	782 56.1	585 41.9	650 48.1	667 47.8	772 57.2	543 43.1	506 40.2	753 59.8	709 50.8	8092 50.1	

利用者申込者別件数

中小企業	553 79.1	558 34.9	621 80.8	632 80.8	445 76.1	539 82.9	549 82.3	602 78.0	418 77.0	398 78.7	620 82.3	493 69.5	6428 79.4
一般	102 14.6	77 11.7	106 13.8	63 8.1	51 8.7	60 9.2	67 10.0	86 11.1	86 17.5	68 13.4	72 9.6	86 12.1	933 11.5
その他	44 6.3	22 3.3	42 5.5	87 11.1	89 15.2	51 7.8	51 7.6	84 10.9	30 5.5	40 7.9	61 8.1	130 18.3	731 9.0
合計	699 100.0	657 100.0	769 100.0	782 100.0	585 100.0	650 100.0	667 100.0	772 100.0	543 100.0	506 100.0	753 100.0	709 100.0	8092 100.0

平成 20 年度より Web 上で空き室状況を確認・仮予約が可能となります。

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

（A）競合施設の登場

平成 19 年度に入り、稼働率が低下しています。これは立地やグレードにおいて差のあるミント神戸の KCC や 19 年 9 月スタートしたサンパル内の兵庫県中小企業活性化センターなどの施設が登場したことにより競争が激化したことによるところが大きいと言えます。

競合施設の状況を調査しながら、使用料の見直しや、日によって使用料を変えるなどの対応が求められます。

(B) 財団のインセンティブ確保

財団が稼働率を上げても光熱水費等の運営経費は固定されているため財団に稼働率を上昇させようとするインセンティブが働きにくい仕組みとなっております。一定の稼働率をクリアした場合の報償金制度の導入などを神戸市に働きかける必要があります。

(C) 利用者の選別

健全な中小企業の支援にのみ注力すべきであり、ネットワーク商法関連の利用者も相当数あることから、後に社会問題化する可能性もあるため何らかの注意が必要です。

3. 神戸ファッション美術館の管理運営に関する事業

(概要)

(1) 施設の設置経緯

本施設は神戸ファッション産業の創造的活性化等を目的に「ファッションに関する産業及び文化の振興」を設置趣旨に掲げ、ファッション産業の振興拠点とすべく平成9年度に六甲アイランドにオープンしました。

全国初のファッションをテーマとした公的美術館らしく収蔵品も下記のとおり堂々としたものであります。

神戸ファッション美術館収蔵品点数表(2006年)

(点)

服飾・コスチューム系	20世紀の衣装	572	50,976
	ヨウイチ・ナガサワ	1,629	
	ビューティ・ビースト	29	
	ビューティ・ビースト(寄託品)	1,291	
	18 - 19世紀の衣装	679	
	民族衣装(装身具・小物含む)	2,125	
	トワルパターン	4	
	18 - 19世紀の衣装複製(大阪樟蔭女子大学)	2	
	展示会生地見本	13,200	
	オリジナルテキスタイル	1,650	
	オールドコレクション	30,000	
	マリニョックコレクション/ウェア・アクセサリ・グッズ	2,000	
	神戸アパレル	750	
A V・映像系	映画フィルム(スロプ = 1レ)	21	57,470
	ミュージアム映像(オリジナル)	9	
	ビデオ・LD	7,200	
	ファッション関連スライド(大内順子氏寄託)	46,000	
	CD - ROM	500	
	CD	3,500	
	DVD	240	
プリント・印刷物系	ファッション写真	1,184	69,976
	ビジュアル雑誌(380誌)	20,000	
	ビジュアル書籍	28,000	
	雑誌バックナンバー(60タイトル)	14,416	
	古書・ファッションプレート	1,684	
	映画ポスター	4,692	
総計			178,422

(2) 事業の内容

ミュージアム事業

ベーシック展示と特別展示があり特別展示は年4回、季節ごとに来館者のターゲットを定めた展示を行い年間通じて安定した集客の確保を図っています。

19年度の主な企画は以下の通りです。

- ・ 4/20 ~ 7/3 「島根県立石見美術館コレクション展 “ウォルトから森 英思、そしてデュフィー”」
- ・ 7/14 ~ 10/9 「マリ・アントワネット生誕 250 年記念 麗しのロココ衣装展」
- ・ 10/20 ~ 1/15 「風が綴った布 - 薄布のドレス展」

・1/26～4/6 「華やぐこころ 大正・昭和のおでかけ着物」

リソースセンター事業

18年度より、ライブラリー事業とファッション資料室事業を統合し、新たなリソースセンターとして事業を開始しております。ファッション資料室の資料の一部をライブラリーで展示するなど利用者の利便を図りながら現在は資料のデータベース化を進めており、今後さらに利用者へのサービスを計画中です。

特に資料のデータベース化によりパソコン検索が可能となります。

貸館事業

ファッション系大学・専門学校、ファッション系企業、地域（自治会・地域振興会・小学校）等との協働事業を推進する中で、イベントの誘致を積極的に進めています。

<主な貸館実績>

8月	六甲ミュージックフェスティバル	（於：ホール・セミナー室・ギャラリー）
	パティシエ ロックナイト	（於：ホール）
9月	シャングリラ	（於：ホール）
11月	クリスマスケーキコンテスト	（於：ホール）

<主な1階ロビー利用実績>

4月28日～6月25日	嶋本昭三展
7月14日～8月26日	六甲ライナー写生大会優秀作品展
10月12日～11月9日	キッズデザイン画コンクール作品展
11月17日～12月25日	フェリシモ クリスマスアーカイブス コレクション展

(3) 入館者数の推移

施設名	単位	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	累計
1階 常設展示室	人	75,098	31,654	30,515	24,022	44,898	20,039	18,565	20,275	27,934	30,774	323,874
	日	243	259	283	278	265	216	280	308	308	309	2,749
	人/日	309	122	108	86	170	93	66	66	91	100	118
1階 企画展示室	人	83,903	89,245	90,181	63,042	55,105	37,864	0	0	0	0	419,340
	日	173	243	249	243	250	233					1,391
	人/日	485	367	362	259	220	163					301
3階 ライブラリー	人	120,949	99,654	102,175	104,202	103,904	105,605	92,574	97,630	97,086	90,688	1,014,467
	日	278	294	296	295	294	305	308	308	308	309	2,995
	人/日	435	339	345	353	353	346	301	317	315	293	339
4階 リソース	人	78,955	46,744	43,153	50,492	67,428	54,048	1,977	13,850	26,378	38,182	421,185
	日	287	305	307	307	294	305	40	164	228	232	2,469
	人/日	275	153	141	164	229	177	49	84	116	164	171
資料室	人	12,611	6,481	7,024	8,875	8,441	4,261	0	226	215	597	48,531
セミナー室	人	10,333	5,287	5,785	8,215	6,788	4,662	1,977	34,889	4,551	2,671	53,747
CD室	人	14,543	8,094	6,519	8,391	5,142	3,243	0	0	0	0	45,932
ギャラリー	人	41,468	26,902	23,825	25,211	47,045	41,882	0	10,136	21,612	34,894	272,975
5階 ホール	人	31,217	31,936	29,409	28,699	28,746	26,089	18,650	26,972	22,372	20,471	264,561
	日	107	139	143	143	106	105	84	116	112	108	1,163
	人/日	292	230	208	201	271	248	222	233	200	190	227
1階 多目的室	人	0	0	0	0	0	0	0	24,635	15,733	47,665	88,033
	日								51	43	65	159
	人/日								483	366	733	554
合計		390,122	299,233	295,433	270,457	300,179	243,645	131,766	183,362	189,503	227,760	2,531,460

平成 15 年度より企画展を中止し、常設展のみを開催しています。

平成 15 年度は貸館スペース等を縮小した暫定的運営を行いました。

平成 18 年度 11 月末でファッション多目的室が閉鎖となりました。

セミナー室の利用日数・人数には、第 2 セミナー室、講座室の数値を含みます。

ギャラリーの利用日数人数には、1 階ロビーの数値含みます。

(4) 横浜美術館美術情報センター及び名古屋市立工業研究所産業技術図書館との比較

横浜美術館 美術情報センター

○基本情報

床面積	席数	設置年	資料購入費	スタッフ数
935㎡	47	1989	300～499万円	専門6名+5名(人材派遣等)

書籍数	雑誌数
国内書籍22,586冊+外国書籍10,879冊	国内雑誌804+外国雑誌521

※雑誌数の単位は不明

○利用状況

	開館日数	入室者数	1日当たり
			入室者数
15年度	299	18,506	61.9
16年度	294	13,430	45.7
17年度	297	30,733	103.5
18年度	296	20,365	68.8

名古屋市立工業研究所産業技術図書館

○基本情報

床面積	席数	設置年	資料購入費	スタッフ数
631㎡	30	1990	500～999万円	専門1名+1名（人材派遣等）

書籍数	雑誌数
国内書籍11,182冊+外国書籍3,681冊	国内雑誌500+外国雑誌100

※雑誌数の単位は不明

○利用状況

	開館日数	入室者数	1日当たり
			入室者数
17年度	230	9,807	42.6
18年度	230	9,696	42.2

※開館日数は、土日祝日と年末年始の休みを除いた概数

※入室者数のうち約80%は内部の研究員による利用

神戸ファッション美術館 ライブラリー

○基本情報

床面積	席数	設置年	資料購入費	スタッフ数
935㎡	66	1997	700万円	専門2名+4名（アルバイト等）

書籍数	雑誌数
約28,000冊	350タイトル

※書籍数に雑誌は含まれない

○利用状況

	開館日数	入室者数	1日当たり
			入室者数
15年度	308	92,574	300.6
16年度	308	97,630	317.0
17年度	308	97,086	315.2
18年度	309	90,688	293.5

(5) 神戸市他図書館との比較

	開館日数(日)				入館者数(人)				1日当たり入館者数(人)			
	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央	290	287	286	286	784,859	783,698	758,842	753,085	2,706	2,731	2,653	2,633
東灘	297	294	293	293	254,334	264,002	279,040	290,346	856	898	952	991
灘	297	294	293	293	351,038	370,240	369,000	379,590	1,182	1,259	1,259	1,296
三宮	297	294	293	293	488,927	502,722	509,401	524,021	1,646	1,710	1,739	1,788
兵庫	297	294	293	293	207,224	209,054	205,632	205,896	698	711	702	703
北	297	294	293	293	189,884	191,367	192,606	194,555	639	651	657	664
北神分館	297	287	293	293	164,542	183,420	185,008	190,826	554	639	631	651
新長田	297	294	293	293	159,194	167,034	171,078	168,456	536	568	584	575
須磨	297	294	293	293	174,722	180,012	181,446	174,944	588	612	619	597
垂水	297	294	293	293	345,558	356,066	372,308	396,768	1,163	1,211	1,271	1,354
西	297	294	293	293	477,662	499,426	499,032	527,641	1,608	1,699	1,703	1,801
合計	3,260	3,220	3,216	3,216	3,597,944	3,707,041	3,723,393	3,806,128	1,104	1,151	1,158	1,183

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

(A) 帳簿・証憑関係書類の保存年数について

現在、開業時からのすべての帳簿・証憑を保存されており事務室の相当部分のスペースが占領されております。帳簿・証憑をリストアップし合理的・適法な保存年数を定める必要があります。

(B) 貸館事業について

高価な設備を有する写真スタジオを有しておられますが、チラシ等の製作時に使用されているのみあり、その必要性を検討する必要があります。

(C) アドバイザリー委員会について

収蔵品のうち、ロココ関係の衣装等一式が東京の美術館で公開されることが決まっており、サンフランシスコの公開に向けても最後の調整を行っているなど一定の成果も出ていますが、これにより市内のファッション産業の活性化に貢献出来たかを測定するのは困難です。

アドバイザリー委員会は企業経営者と実際にデザイン等をしている実戦的な人材とのバランスを考慮し、企業経営者に偏らないよう注意が必要です。

4. 神戸市ものづくり復興工場等の管理運営に関する事業

(概要)

(1) 施設の概要について

本施設は阪神・淡路大震災により被災した中小製造業者及びその他小規模の企業者に対し、良好な操業環境を確保・提供することによって、市内産業の発展を目指すことを目的として整備された日本最大規模の貸工場として土地・建物等を103億円で取得したものです。

施設の内容は次のとおりです。

敷地面積	18,570.38 m ²	工業専用地域 臨港地区（工業港区）
延床面積	25,990 m ²	
工場棟	4棟（5,300 m ² ×3棟、10,000 m ² ×1棟） 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建 242ユニット（72 m ² ・70 m ² /ユニット）	
その他の施設	駐車場	入居企業用：263台 （機械式上段121台、機械式下段121台、平面21台） 来客用：21台（平面） 身体障害者用：5台（"）
	駐輪場	250台

また、平成13年6月には産学官民連携研究工房として「神戸リエゾン・ラボ」を設置し、産官学民の交流による技術の高度化や企業間ネットワークによる共同研究・開発の取り組みを支援しています。

入居状況

（平成19年9月1日現在）

区分	A棟	B棟	C棟	D棟	計
ケミカル関連	10社	5社	10社	10社	35社
	25ユニット	7ユニット	20ユニット	25ユニット	77ユニット
機械金属関連	1社	16社	2社	21社	40社
	5ユニット	22ユニット	5ユニット	27ユニット	59ユニット
その他	1社	5社	4社	9社	19社
	1ユニット	18ユニット	5ユニット	14ユニット	38ユニット
計	12社	26社	16社	40社	94社
	31ユニット	47ユニット	30ユニット	66ユニット	174ユニット
建設ユニット数	46ユニット	49ユニット	49ユニット	87ユニット	231ユニット

入居率 174ユニット ÷ 231ユニット = 75.3%

入居者数の推移（毎年3月1日現在）

平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
48社	53社	109社	122社	113社	110社	97社	87社	92社

（監査の結果）

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

（監査の意見）

(A) 入居者モラル

現場視察の結果、現在は通路など共用部分に製品、仕掛品等を倉庫代わりに保管しており、改善が必要です。

(B) 受託料について

年 132,500,000 円で財団が管理運営を受託されておりますが、テナントが増加しても受託料の見直しは行われなため、電気代や修繕費の増加が財団の収支をかえって圧迫することになり、指定管理者の当然の責務として入居率の向上を働きかけるメリットがないものとなります。電気代などの変動費部分は実費を受託料に上乗せすることを検討すべきです。

5. ハイテクイースト工業団地の管理運営に関する事業

（概要）

当該施設は中小製造業者（主として機械金属加工業）の企業者に対し良好な操業環境を確保することを目的としたものです。

施設の内容及び入居状況は次のとおりです。

構造等

敷地面積：23,533 m²

延床面積：5,280 m²

鉄骨造平屋建 10 棟

52 戸（60 m²、120 m²、240 m²の3タイプ）

その他仕様

天井高 5m、入口 3m で梁下に荷重 2t のホイスト設置可能

床面積	建設戸数	入居戸数	賃貸	共用	入居社数	備考
60 m ²	24 戸	23 戸	23 戸	0 戸	23 社	
120 m ²	26 戸	14 戸	12 戸	2 戸	12 社	共用：集会所・倉庫
240 m ²	3 戸	2 戸	2 戸	0 戸	2 社	
合計	53 戸	39 戸	37 戸	2 戸	37 社	
面積	5,280 m ²	3,540 m ²	入居率		67.0%	面積比

(監査の結果)

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

(監査の意見)

60 m²部屋はほぼ満室となっていますが、120 m²部屋の入居状況が50%と稼働率が悪くなっています。
入居率向上に向けた対応が必要と思われます。

第4章 むすび

これまで、財団法人神戸市産業振興財団の活動を、諸側面から切り取る形で、現状分析を踏まえ検討してきました。

目利きのベンチャー・キャピタリストであっても、急伸する企業を見出し、そして株式上場まで導くのは非常な困難を伴うものと言われています。成長の機会を掴み損ね、倒産を回避し何とか企業の体を維持するだけで精一杯という状態に陥った、いわゆるリビング・デッドと呼ばれる企業群も世間には多いと言われています。

一方で、中国を始めとする BRICs あるいは VISTA と呼ばれる経済面における成長国家群における急成長市場と、わが国の産業、企業、勤労者は、グローバル経済の中では正面から勝負、競争することとなってきています。また、少子高齢化、地球温暖化、中央地方を問わぬ行政機関の財政の逼迫など、わが国の産業、企業、勤労者を取り巻く環境はますます厳しさを増してきています。

神戸市においても、神戸港が大阪港と統合され阪神港とされたことに象徴されるとおり、首都圏、中部圏に対する近畿圏の経済・産業基盤の相対的な地盤沈下の荒波を被っています。

冒頭でも触れたとおり、財団法人神戸市産業振興財団は、このような逆風下にあってさまざまな施策を講じてきています。個々に成果を挙げている事業もあれば、そうでないと考えざるをえない事業もあります。また、個々の成果が財団の根幹的な活動と十分にリンクしていない場面も見受けられました。財団の設立から 15 年以上を経て、神戸市産業を取り巻く環境は、ますます変化が激しくなっています。すなわち、財団法人神戸市産業振興財団に対する神戸市産業、中小企業、勤労者を主体とする市民の関心、期待は、より一層高まってきていると思われまます。

神戸市産業振興局の出先機関、別働隊としての顔だけではなく、神戸市産業、中小企業、勤労者を主体とする市民の心強いサポーターとしての、中長期的な視点に立脚した組織だった存在たらんことを祈念します。